

京 都 府 地 域 防 災 計 画
新 旧 対 照 表

令 和 3 年 度
改 定 案

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

改定理由	頁	現 行	改 定 案
災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)	3	第1編 総則 第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 京都府 (7) 避難勧告等の対象地域、判断時期等に係る助言 第2 市町村 (8) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) 第3 指定地方行政機関 12 大阪管区气象台(追加) (1) (略) (2) 気象、地象及び水象の予報並びに警報の発表 (3) 気象、地象及び水象の資料及び状況の収集並びに発表 (4)～(5) (略)	第1編 総則 第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 京都府 (7) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言 第2 市町村 (8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 第3 指定地方行政機関 12 大阪管区气象台(京都地方气象台) (1) (略) (2) 気象、地象及び水象の予報(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4)～(5) (略)
気象庁による見直し (京都地方气象台)	5	14 近畿総合通信局 (1)～(6) (略) (追加)	14 近畿総合通信局 (1)～(6) (略) (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
防災業務計画を踏まえた修正 (近畿総合通信局)	5	第5 指定公共機関 13 日本銀行(京都支店) (1) 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導 (追加)	第5 指定公共機関 13 日本銀行(京都支店) (1) 通貨の円滑な供給の確保 (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
防災業務計画を踏まえた修正 (日本銀行京都支店)	7	第2編 災害予防計画 第1章 気象等観測・予報計画 第2節 計画の内容 第1 警報レベルを用いた防災情報の提供 (略) なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。 第2 一般の利用に適合する予報警報 7 気象情報 (4) 土砂災害警戒情報 (略) ウ 意義 土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、原則として市町村を対象に発表される。 これにより、市町村長が避難勧告等を発令する場合の参考として利用できる。 エ 発表基準等 (7) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去(1988年～2004年)の事例を参考に基準値を定めた。 平成30年に検証対象災害事例(1988年～2015年)を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。	第2編 災害予防計画 第1章 気象等観測・予報計画 第2節 計画の内容 第1 警報レベルを用いた防災情報の提供 (略) なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。 第2 一般の利用に適合する予報警報 7 気象情報 (4) 土砂災害警戒情報 (略) ウ 意義 土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。 エ 発表基準等 (7) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去(1988年～2004年)の事例を参考に基準値を定めた。 平成30年に検証対象災害事例(1988年～2015年)、令和2年に検証対象災害事例(1991年～2018年)を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。
災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)	16	〈表〉 特別警報基準表 大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	〈表〉 特別警報基準表 大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
気象庁による変更 (京都地方气象台)	19	〈表〉 警報・注意報発表基準一覧表	〈表〉 警報・注意報発表基準一覧表 (最新状況に差替え)
気象庁による基準の変更 (京都地方气象台)	24	同上	同上
同上 (京都地方气象台)	25		

同上 (京都地方気象台)	26 <表> (別表1) 大雨警報基準	<表> (別表1) 大雨警報基準 <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	27 <表> (別表2) 洪水警報基準	<表> (別表2) 洪水警報基準 <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	29 <表> (別表3) 大雨注意報基準	<表> (別表3) 大雨注意報基準 <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	30 <表> (別表4) 洪水注意報基準	<表> (別表4) 洪水注意報基準 <u>(最新状況に差替え)</u>
様式変更 (京都地方気象台)	34 ●台風情報発表例(例文2)	●台風情報発表例(例文2) <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	35 ●大雨(雪)情報発表例(例文3)	●大雨(雪)情報発表例(例文3) <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	37 ●土砂災害警戒情報発表例(例文5)	●土砂災害警戒情報発表例(例文5) <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	38 ●竜巻注意情報発表例(例文6)	●竜巻注意情報発表例(例文6) <u>(最新状況に差替え)</u>
字句修正 (京都地方気象台)	38 <表> 京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)一覧表 観測所名 所在地 綾部 綾部市上野町上野 注 種類 ・「四」は、有線ロボット気象計(舞鶴・京都は地上気象観測装置)による降水量、気温、日照時間、風(風向・風速)の観測	<表> 京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)一覧表 観測所名 所在地 綾部 <u>山家</u> 綾部市 <u>東山町山家</u> 注 種類 ・「四」は、有線ロボット気象計(舞鶴・京都は地上気象観測装置)による降水量、気温、日照時間 <u>(舞鶴・京都以外は推計値)</u> 、風(風向・風速)の観測
気象庁による修正 (京都地方気象台)	39 <図> 京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)配置図	<図> 京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)配置図 <u>(最新状況に差替え)</u>
字句修正 (京都地方気象台)	40 第3 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 (1) 対象河川、区域等(京都府関係) <表> 河川名 区域 宇治川 右岸宇治市宇治紅斉25番の8	第3 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 (1) 対象河川、区域等(京都府関係) <表> 河川名 区域 宇治川 右岸宇治市宇治紅斉25番の8 <u>地先</u>
気象庁による基準の変更 (京都地方気象台)	43 3 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報 (3) 発表の種類及び基準 <表> 種類 基準 氾濫注意情報(洪水注意報) <u>基準点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</u> 氾濫警戒情報(洪水警報) <u>基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</u> 氾濫危険情報(洪水警報) <u>基準点の水位が、氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき。</u> 氾濫発生情報(洪水警報) 氾濫が発生したとき。	3 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報 (3) 発表の種類及び基準 <表> 種類 基準 氾濫注意情報(洪水注意報) <u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。</u> 氾濫警戒情報(洪水警報) <u>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。</u> 氾濫危険情報(洪水警報) <u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。</u> 氾濫発生情報(洪水警報) 氾濫が発生したとき、 <u>氾濫が継続しているとき。</u>

字句修正 (京都地方気象台)	55 第9 京都府内に影響を及ぼすような火山噴火、降灰等が生じた場合、被害を軽減するため噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報等(以降、火山現象警報等と呼ぶ)を発表し、京都地方気象台から、京都府 <u>防災消防企画課</u> 、NHK京都放送局、第八管区海上保安本部へ通知する。	第9 京都府内に影響を及ぼすような火山噴火、降灰等が生じた場合、被害を軽減するため噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報等(以降、火山現象警報等と呼ぶ)を発表し、京都地方気象台から、京都府 <u>災害対策課</u> 、NHK京都放送局、第八管区海上保安本部へ通知する。
最新状況に変更 (近畿地方整備局)	60 <表> 国土交通省 雨量観測所(テレメータ)	<表> 国土交通省 雨量観測所(テレメータ) <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (近畿地方整備局)	79 <表> 国土交通省 水位観測所(テレメータ)	<表> 国土交通省 水位観測所(テレメータ) <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (近畿地方整備局)	80 <図> 国土交通省テレメータ観測所配置図(府内分)	<図> 国土交通省テレメータ観測所配置図(府内分) <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	81 <表> 気象台 雨量観測所 観測所名 読み仮名 所在地 種類 綾 部 あやべ 綾部市 <u>上野町上野</u> 雨 ※種類の詳細 ・「四」は、有線ロボット気象計(気象官署・特別地域気象観測所は地上気象観測装置)による降水量、気温、日照時間、風(風向・風速)の観測	<表> 気象台 雨量観測所 観測所名 読み仮名 所在地 種類 綾部 <u>山家</u> あやべ <u>やまが</u> 綾部市 <u>東山町山家</u> 雨 ※種類の詳細 ・「四」は、有線ロボット気象計(気象官署・特別地域気象観測所は地上気象観測装置)による降水量、気温、日照時間(<u>舞鶴・京都以外は推計値</u>)、風(風向・風速)の観測
気象庁による変更 (京都地方気象台)	82 <図> 京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)配置図	<図> 京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)配置図 <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	第3節 市町村地域防災計画で定める事項 86 <図> 京都府予報警報等伝達経路図	第3節 市町村地域防災計画で定める事項 <図> 京都府予報警報等伝達経路図 <u>(最新状況に差替え)</u>
最新状況に修正 (近畿地方整備局) (京都地方気象台) (京都中部広域消防組合消防本部)	88 <図> 「由良川(下流・中流)」洪水予報の連絡系統	<図> 「由良川(下流・中流)」洪水予報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都中部広域消防組合消防本部)	90 <図> 「由良川幹川」水防警報の連絡系統	<図> 「由良川幹川」水防警報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	91 <図> 「鴨川・高野川」洪水予報の連絡系統	<図> 「鴨川・高野川」洪水予報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	92 <図> 「桂川中流・園部川」洪水予報の連絡系統	<図> 「桂川中流・園部川」洪水予報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u>
通報廃止による削除 (京都地方気象台)	107 <図> 京都府農業気象通報伝達経路図	<u>(削除)</u>
最新状況に修正 (京都地方気象台)	108 <図> 大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統	<図> 大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	110 <図> 火山現象警報等に関する情報伝達経路図	<図> 火山現象警報等に関する情報伝達経路図 <u>(最新状況に差替え)</u>
同上 (京都地方気象台)	111 <図> 土砂災害警戒情報伝達経路図	<図> 土砂災害警戒情報伝達経路図 <u>(最新状況に差替え)</u>

防災基本計画の修正に伴う修正
(危機管理部)

閣議決定(令和2年12月11日)
を受けた修正
(建設交通部)

「気候変動を踏まえた水災害対応のあり方」における社会資本整備小審議会の答申を受けた修正
(建設交通部)

大野ダムでの事前放流等の取組を踏まえた修正
(建設交通部)

時点修正及び字句修正
(農林水産部)

112 **第2章 情報連絡通信網の整備計画**
第1節 情報連絡通信網の整備

大規模な災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難勧告等の伝達が必要となる。
このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。
また、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I O T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策への積極的な活用が必要となる。

第3章 河川防災計画

第2節 河川改修計画

第2 京都府の河川整備(略)

また、平成29年台風21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、河川整備を推進する。
(略)
(追加)

117

117 第3節 ダムの現状と洪水調節

第1 平成30年7月豪雨を踏まえたダムの洪水調節機能と情報の充実

平成30年7月豪雨を踏まえた、国の「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」提言を踏まえ、より効果的なダム操作や有効活用のための方策を検討するとともに、より有効な住民周知の方策を検討する。

特に、大野ダムについては、洪水調節容量を確保するため、暫定対応として事前放流目標水位を引き下げることとし、実証実験により段階的に目標水位を下げる。また、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

異常洪水時防災操作が実施され、下流で甚大な被害が発生すると予測された場合には、市町において、緊急速報メール等を活用するなど、速やかに住民に情報伝達する。

第2 ダムの現状と洪水調整(略)

128 **第4章 林地保全計画**

第2節 民有林対策計画

第1 治山事業

1 現状

府内森林面積342,636haのうち、民有林森林面積は335,271haであり、そのうち105,592haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

(略)

第3 森林整備事業(造林事業)

1 現状

平成30年度末の府内の人工林面積は126,554haである。近年、拡大造林面積は年間30から130ha程度で推移してきたが、一層低下の傾向にある。

2 計画の方針

また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、流木被害の未然防止対策を実施する。

3 計画の内容

森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、C L T(直交集成板)など新たな需要の創出により、木材価格の向上と経営の集約化による低コスト化を促進し、人工林の間伐や再造林等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図る。

第2章 情報連絡通信網の整備計画

第1節 情報連絡通信網の整備

大規模な災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難勧告等の伝達が必要となる。

このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I O T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

第3章 河川防災計画

第2節 河川改修計画

第2 京都府の河川整備(略)

また、平成29年台風21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、河川整備を推進する。
(略)

さらに、近年の豪雨等による災害の頻発化や、気候変動により将来予測される降雨量増大に備えるため、従来の管理者による対策だけでなく、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である、「流域治水」の施策を推進していく。

第3節 ダムの現状と洪水調節

第1 既存ダムの洪水調節機能の強化

令和元年台風第19号等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、令和2年5月に締結された治水協定に基づき、ダムの事前放流等の取組を推進する。

特に、大野ダムについては、洪水調節容量を増大させるため、暫定対応として事前放流目標水位を引き下げ、余裕がある堆砂容量を有効活用した事前放流の充実化を図る。また、放流連絡、放流警報及びダム情報ホームページ等、より分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

異常洪水時防災操作に関する情報については、住民の避難等につながる重要な情報であるため、関係機関への放流連絡とあわせて報道機関に情報提供を行い、速やかに住民に周知する。

第2 ダムの現状と洪水調節(略)

第4章 林地保全計画

第2節 民有林対策計画

第1 治山事業

1 現状

府内森林面積342,577haのうち、民有林森林面積は335,215haであり、そのうち105,739haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

(略)

第3 森林整備事業(造林事業)

1 現状

令和元年度末の府内の人工林面積は126,529haである。近年、拡大造林面積は年間15から70ha程度で推移しており、減少の傾向にある。

2 計画の方針

また、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨等の災害が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、山地災害の未然防止対策を実施する。

3 計画の内容

森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、経営の集約化による低コスト化を促進し、人工林の間伐や再造林等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図る。

時点修正
(建設交通部)

131 第5章 砂防関係事業計画
第3節 土砂災害に関する情報、被害状況の収集伝達

<表> 府内の指定区域

自然現象の種類	指定区域		備考
	警戒区域	うち特別警戒区	
土石流	6, 726箇所	4, 308箇所	※指定区域のある市町を下記に示す。
急傾斜地の崩壊	9, 974箇所	9, 790箇所	
地すべり	57箇所		
合計	16, 757箇所	14, 098箇所	

防災基本計画の修正に伴う修正
(危機管理部、建設交通部)

132 第4節 土砂災害における警戒避難体制
(略)
(1)～(4) (略)
(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制
(略)

気象庁による変更
(京都地方気象台)

132 第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム
第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的)
大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。
この情報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

字句修正
(京都地方気象台)

134 第5 京都府土砂災害警戒情報システム
1 システムの概要
スネーク曲線
実際の降雨の推移(破線と太線は降雨予測1)

時点修正
(建設交通部)

135 第7節 砂防対策計画
第1 現状
(略)
また、府内には次のとおり砂防指定地がある。
箇所数 1,457箇所(平成30年4月末現在)

また、採算面から手入れがされず、今後も経営困難な人工林については、国の森林環境譲与税を活用して市町村が所有者の特定や施業履歴の把握など必要な管理を進めることとしており、府としてもこうした市町村の取組が進むよう林業の専門的な助言、指導を行う一般財団法人京都森林経営管理サポートセンターとも連携し、相談窓口の設置や職員研修等の支援を実施する。

さらに、人工林の伐採跡地での確かな更新が図られていない箇所については、豊かな森を育てる府民税を活用した豊かな森づくり総合対策事業等で植栽を支援し、早期に森林の造成を図ることとする。

第5章 砂防関係事業計画
第3節 土砂災害に関する情報、被害状況の収集伝達

<表> 府内の指定区域

自然現象の種類	指定区域		備考
	警戒区域	うち特別警戒区	
土石流	6, 732箇所	4, 306箇所	※指定区域のある市町村を下記に示す。
急傾斜地の崩壊	10, 022箇所	9, 814箇所	
地すべり	59箇所		
合計	16, 813箇所	14, 120箇所	

第4節 土砂災害における警戒避難体制
(略)
(1)～(4) (略)
(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制
(略) 市町村は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム
第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的)
大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。
避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

第5 京都府土砂災害警戒情報システム
1 システムの概要
スネーク曲線
実際の降雨の推移(破線と太線は降雨予測)

第7節 砂防対策計画
第1 現状
(略)
また、府内には次のとおり砂防指定地がある。(令和2年10月末現在)
面的な指定 告示数 54
溪流の指定 溪流数 1,092

時点修正
(建設交通部)

136 第8節 土砂流対策計画
第1 現状
(略)
府内には、土砂流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流(溪流勾配15°以上)が6,726溪流(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む)あり、その対策を講じる。

第8節 土砂流対策計画
第1 現状
(略)
府内には、土砂流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流(溪流勾配15°以上)が6,732溪流(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む)あり、その対策を講じる。

時点修正
(建設交通部)

138 第10節 急傾斜地崩壊対策計画
第1 現状
府内における急傾斜地(傾斜度30°以上高さ5m以上のもの)でその崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が9,992箇所(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む)あり、その対策を講じる。
(略)
急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、329箇所となっている。

第10節 急傾斜地崩壊対策計画
第1 現状
府内における急傾斜地(傾斜度30°以上高さ5m以上のもの)でその崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,022箇所(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む)あり、その対策を講じる。
(略)
急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、335箇所となっている。

最新状況に修正
(建設交通部)

146 第11節 土砂災害復旧計画
<表> 土砂災害警戒区域等一覧表

第11節 土砂災害復旧計画
<表> 土砂災害警戒区域等一覧表
(最新状況に差替え)

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行による修正
(農林水産部)

147 第6章 農業用施設防災計画
第1節 現況
第2 農業用ため池
(略)
特に決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点ため池」と位置づける。

第6章 農業用施設防災計画
第1節 現況
第2 農業用ため池
(略)
特に決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。

排水ポンプの完成を踏まえた修正
(近畿地方整備局)
(建設交通部)

153 第7章 内水対策計画
第2節 内水河川における対策
第7 弘法川
和久川は、福知山市上荒河地先で弘法川と合流して荒河水門から本川へ流入していたが、和久川の改修(計画高水量450m3/s)により和久川は本川へ自然流入している。
弘法川は和久川をサイフォンでくぐり従来の形状である。弘法川の内水排除の検討を昭和46年から行い、平成6年度にポンプ2台が完成、平成28年度には緊急排水ポンプ2台が完成し、内水排除を行っている。
(追加)

第7章 内水対策計画
第2節 内水河川における対策
第7 弘法川
和久川は、福知山市上荒河地先で弘法川と合流して現在の荒河排水機場地点で本川へ流入していたが、昭和46年から内水対策の検討を行い、和久川は弘法川と分離し、捷水路で直接本川へ流入させ、弘法川は和久川をサイフォンでくぐる形状とした。
さらに、弘法川では内水排除施設として平成6年度にポンプ2台が完成、平成28年度には緊急排水ポンプ2台が完成し、内水排除を行っている。
また、令和2年度には弘法川排水機場に新設で常設型ポンプ2台が完成した。

<表>

ポンプ場名	荒河排水機場	(追加)	(追加)
施設管理者	国土交通省		
総能力(m3/s)	15		
排水先	由良川		

<表>

ポンプ場名	荒河排水機場	弘法川排水機場	新荒河排水機場
施設管理者	国土交通省	国土交通省	京都府
総能力(m3/s)	15	9	11
排水先	由良川	由良川	由良川

第8 法川
(略)
(追加)

第8 法川
(略)
令和2年度には緊急排水ポンプ6台が完成した。

<表>

ポンプ場名	法川排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力(m3/s)	15
排水先	由良川

<表>

ポンプ場名	法川排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力(m3/s)	27
排水先	由良川

字句修正
(京都市)

154 第3節 土地改良区等の対策
第1 洛西地区
(略)
<表>
桂川右岸流域下水道洛西浄化センター

第3節 土地改良区等の対策
第1 洛西地区
(略)
<表>
桂川右岸流域下水道洛西浄化センター

最新状況に修正 (建設交通部)	163 第10章 道路及び橋梁防災計画 第1節 道路の現況 〈表〉 道路状況一覧表	第10章 道路及び橋梁防災計画 第1節 道路の現況 〈表〉 道路状況一覧表 <u>(最新状況に差し替え)</u>
気象台による変更 (京都地方気象台)	168 〈図〉 別 図 除雪連絡体制図 京都地方気象台 075-841-3008	〈図〉 別 図 除雪連絡体制図 京都地方気象台 <u>自治体専用番号</u>
字句修正 (農林水産部)	172 第11章 防災営農対策計画 第2節 雪害及び寒干害予防対策 第2 林業対策 1 苗畑 (3) 病害の予防 ア <u>降雪前及び融雪後すみやかにボルドー液(4-4式)、又はチラウム剤等を散布すること。但し、降雪前のマツには、ボルドー液など銅合剤は用いないこと。</u> イ 耐寒、耐病性のある健苗の育成につとめ、窒素肥料の多用をさけ、 <u>リン酸肥料</u> 、カリ肥料を十分に使用すること。 175 第3節 風水害予防対策 第4 林業対策(水害) 3 苗畑 排水をよくしておくとともに水の流入を防止する措置をする。水害をうけたときは残存樹苗の病虫害、発生を防止するため、 <u>4-4式ボルドー液</u> を晴天日に散布する。	第11章 防災営農対策計画 第2節 雪害及び寒干害予防対策 第2 林業対策 1 苗畑 (3) 病害の予防 ア <u>病害のまん延を防ぐため</u> 、降雪前及び融雪後 <u>に殺虫剤</u> を散布する <u>など、適切な処置を行うこと。</u> イ 耐寒、耐病性のある健苗の育成につとめ、窒素肥料の多用をさけ、 <u>リン酸肥料</u> 、カリ肥料を十分に使用すること。 第3節 風水害予防対策 第4 林業対策(水害) 3 苗畑 排水をよくしておくとともに水の流入を防止する措置をする。水害をうけたときは残存樹苗の病虫害、発生を防止するため、 <u>殺虫剤</u> を晴天日に散布する。
時点修正 (教育委員会)	185 第13章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に <u>669</u> 棟あるが国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている <u>637</u> 棟のうち、未設置のものは <u>16</u> 棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は <u>1,153</u> 棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の <u>333</u> 棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。 第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む) (略) なお、有形民族文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在 <u>498</u> 所有者、 <u>825</u> 件(国有・公有は除く。)を数えるがこのうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが183件(一部寄託6件を含む。)、これ以外の <u>642</u> 件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る <u>589</u> 件については、防災上の措置について指導助言を行っている。	第13章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に <u>698</u> 棟あるが国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている <u>666</u> 棟のうち、未設置のものは <u>20</u> 棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は <u>1,187</u> 棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の <u>324</u> 棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。 第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む) (略) なお、有形民族文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在 <u>529</u> 所有者、 <u>876</u> 件(国有・公有は除く。)を数えるがこのうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが183件(一部寄託6件を含む。)、これ以外の <u>693</u> 件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る <u>640</u> 件については、防災上の措置について指導助言を行っている。
字句修正 (危機管理部)	189 第14章 危険物等保安計画 第2節 計画の内容 第1 危険物の予防対策 3 石油類屋外タンクの不等沈下対策 (1)~(3) (略) (4) 異常事態発生時における応急対制と、緊急通報 <u>対制</u> の確立 (5) (略) (6) ※応急資機材の備蓄 (7) 同企業間の相互応援協定の締結 ※応急資機材、油吸着材、中和剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム <u>かん</u> 等	第14章 危険物等保安計画 第2節 計画の内容 第1 危険物の予防対策 3 石油類屋外タンクの不等沈下対策 (1)~(3) (略) (4) 異常事態発生時における応急対制と、緊急通報 <u>体制</u> の確立 (5) (略) (6) 応急資機材の備蓄 (7) 同企業間の相互応援協定の締結 ※応急資機材、油吸着材、中和剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム <u>缶</u> 等

最新状況に修正
(北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社)

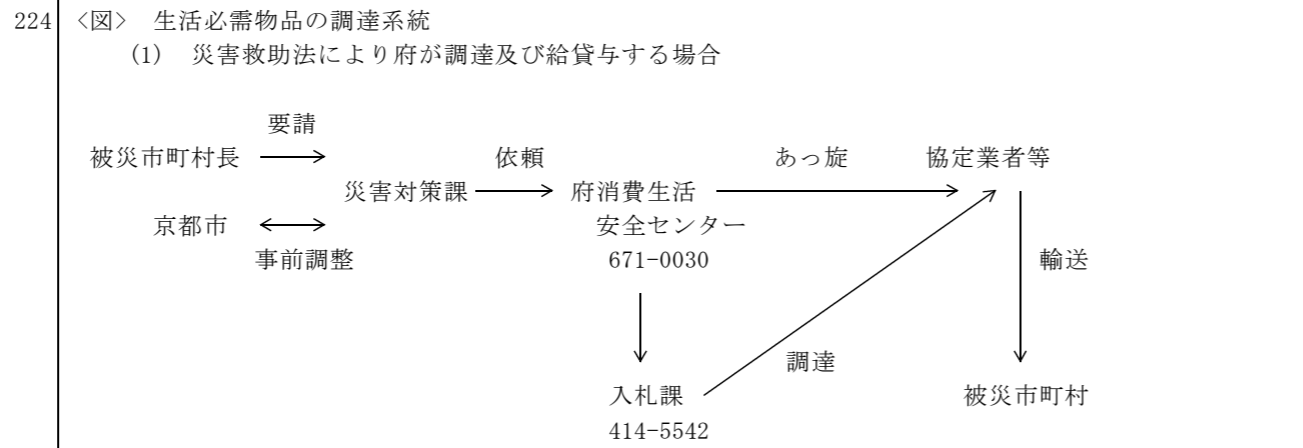
災害時燃料供給の円滑化ための
手引きの改定に伴う修正
(危機管理部)

事務分担の整理による修正 (危機管理部、総務部、消費生活安全センター)

203 **第16章 鉄道施設防災計画**
 第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社 (京都丹後鉄道の計画)
 第1 施設の防災対策
 平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、路線の防災対策を推進する。
 第2 降雨に対する対策
 1 降雨により災害の発生する恐れがある場合は、的確な情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により列車の運転速度を制限するか、又は列車の運転を一時見合わせ、線路点検等を行うほか、状況により防災対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。
 2 (略)
 第4 降積雪に対する対策
 1 降積雪の全般的な状況を迅速に把握し、的確な除雪手配及び情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により防災対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

220 **第19章 資材器材等整備計画**
 第3節 食料及び生活必需品の確保計画
 第5 燃料の確保
 (追加)
 (略)
 (追加)

223 <図> 食料品の調達系統
 (1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
 (略)
 注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
 2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあつ旋するものとする。
 ※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。なお、災害対策本部からの要請は、消費生活安全センターで受け、消費生活安全センターと入札課は調整しながら物資調達に当たるものとする。

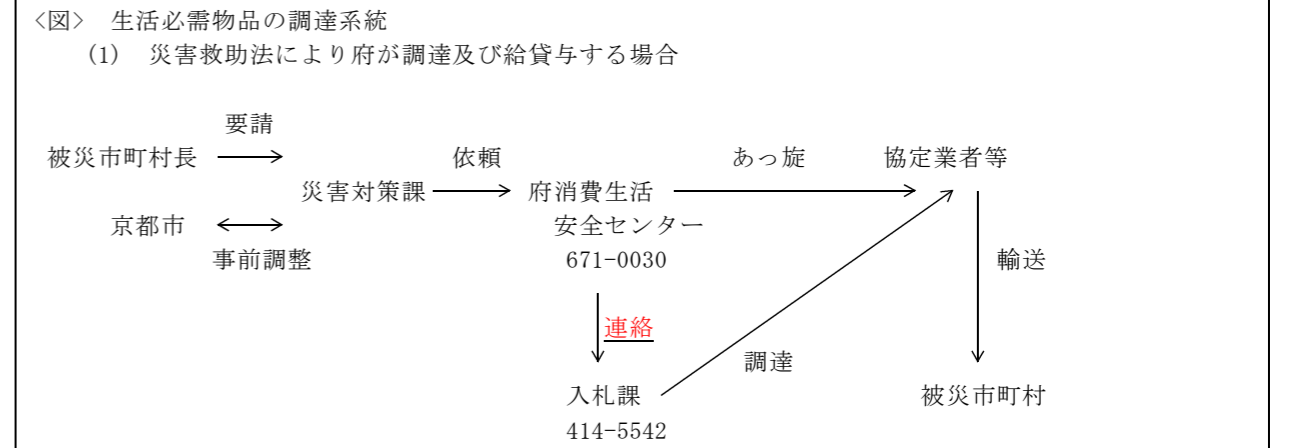


注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
 2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあつ旋するものとする。

第16章 鉄道施設防災計画
 第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社 (京都丹後鉄道の計画)
 第1 施設の防災対策
 平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、国や沿線自治体からの支援を受け、緊急性や実現性等を踏まえ、路線の防災対策を推進する。
 第2 降雨に対する対策
 1 降雨により災害の発生する恐れがある場合は、的確な情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により列車の運転速度を制限するか、又は列車の運転を一時見合わせ、線路点検等を行うほか、状況により輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。
 2 (略)
 第4 降積雪に対する対策
 1 降積雪の全般的な状況を迅速に把握し、的確な除雪手配及び情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により 輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

第19章 資材器材等整備計画
 第3節 食料及び生活必需品の確保計画
 第5 燃料の確保
 1 体制の整備
 (略)
 2 住民への広報
府と市町村は、平時から住民拠点SS(※)の役割や所在地について周知し、災害時にも府民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。
※住民拠点SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

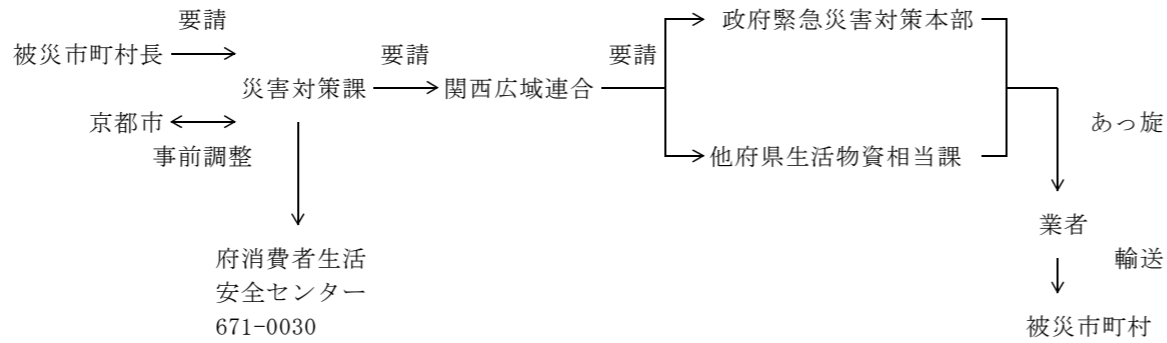
<図> 食料品の調達系統
 (1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
 (略)
 注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
 2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。
 ※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。



注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
 2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

225

(3) 国又は他府県に物資あつ旋を要請する場合



- 注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
 2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあつ旋するものとする。

227

第1節 計画の方針
(略)

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

(略)

230

第21章 防災訓練・調査計画

第1節 防災訓練計画

第2 計画の内容

1 総合防災訓練

(3) 訓練の方法

ア 現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

249

第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

2 市町村における支援体制の整備

市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

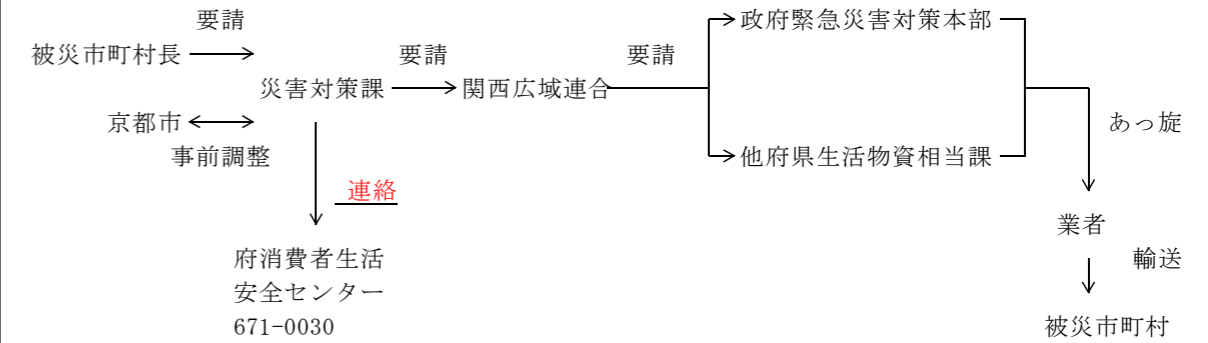
特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。

第3 避難行動要支援者対策

1～2 (略)

(追加)

(3) 国又は他府県に物資あつ旋を要請する場合



- 注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
 2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

第1節 計画の方針
(略)

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

(略)

第21章 防災訓練・調査計画

第1節 防災訓練計画

第2 計画の内容

1 総合防災訓練

(3) 訓練の方法

ア 地域の災害リスクに基づき、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

2 市町村における支援体制の整備

市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

第3 避難行動要支援者対策

1～2 (略)

3 個別避難計画の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計

防災基本計画の修正に伴う修正
(危機管理部)

防災基本計画の修正に伴う修正
(危機管理部)

災害対策基本法等の一部改正及び
防災基本計画の修正に伴う修正
(危機管理部)

		<p><u>3</u> 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認（略）</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p>
		<p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>1～2 （略）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>3</u> 市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する</p>
		<p>第31章 広域応援体制の整備</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>府、市町村等の各機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。</p>
		<p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 府内の消防相互応援体制の整備</p> <p>府内の市町村長及び消防機関の長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。</p> <p>第3 府内の防災相互応援体制の整備</p> <p>3 被災地緊急サポートチームの整備</p> <p>府は、災害発生後に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。</p> <p>4 <u>被災市区町村応援職員確保システムの整備及び災害マネジメント総括支援員の登録</u>(総務省)</p> <p>府は、総務省と連携して、<u>大規模災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。</u></p> <p>第5 警察災害派遣隊の編成</p> <p>府警察本部は、<u>大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に</u>、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。</p>
最新状況に修正 (危機管理部)	258	<p><表> 令和<u>2</u>年度緊急消防援助隊登録状況</p>
		<p>第34章 避難に関する計画</p> <p>第2節 避難の周知徹底</p> <p>第1 事前措置</p> <p>府、市町村、水防管理団体等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に、<u>避難勧告</u>等の意味、自主的に早めの避難行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から府民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期</p>
災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)	263	

		<p>画)又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>また、府においては、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、市町村による個別避難計画作成の<u>促進を図る。</u></p>
		<p><u>4</u> 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認（略）</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人 <u>(及び個別避難計画にあたっては避難支援等を実施する者)</u>の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、<u>避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに</u>、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別<u>避難</u>計画の作成<u>促進</u>や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p> <p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>1～2 （略）</p> <p><u>3 市町村は、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。</u></p> <p><u>4</u> 市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。</p>
		<p>第31章 広域応援体制の整備</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>府、市町村等の各機関は、大規模災害が発生し、<u>又は発生するおそれがある場合</u>(以下この章において「<u>災害時</u>」という。)に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。</p>
		<p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 府内の消防相互応援体制の整備</p> <p>府内の市町村長及び消防機関の長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。</p> <p>第3 府内の防災相互応援体制の整備</p> <p>3 被災地緊急サポートチームの整備</p> <p>府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。</p> <p>4 <u>応急対策職員派遣制度</u>の整備及び災害マネジメント総括支援員の登録(総務省)</p> <p>府は、総務省と連携して、災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。</p> <p>第5 警察災害派遣隊の編成</p> <p>府警察本部は、<u>災害時</u>に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。</p>
		<p><表> 令和<u>3</u>年度緊急消防援助隊登録状況</p> <p><u>(最新状況に差替え)</u></p>
		<p>第34章 避難等に関する計画</p> <p>第2節 避難の周知徹底</p> <p>第1 事前措置</p> <p>府、市町村、水防管理団体等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に、<u>避難指示</u>等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、<u>急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる</u>等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から府民への周知徹底に努めるものとする。</p>

	<p>の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。</p> <p>また、市町村は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難勧告等の周知</p> <p>市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。</p> <p>また、<u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p>市町村は、避難勧告等を発令する際には、内閣府「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>実際に災害が発生しているとの情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、市町村は、災害発生を把握した場合、緊急メール等を活用して災害発生情報（レベル5災害発生情報）を発令し、命を守る最善の行動を呼びかける。</u></p>	<p>また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。</p> <p>また、市町村は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難指示等の周知</p> <p>市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。</p> <p>また、<u>ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。</u></p> <p>市町村は、避難指示等を発令する際には、内閣府「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。</p> <p>(略)</p> <p><u>また、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。</u></p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>264 第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定</p> <p>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>2 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。</p> <p>3 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p>	<p>第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定</p> <p>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>2 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、<u>その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</u></p> <p>3 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。<u>この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>265 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備</p> <p>第1 施設・設備・物資の備蓄</p> <p>避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等）の備蓄に努める。</p>	<p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備</p> <p>第1 施設・設備・物資の備蓄</p> <p>避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>、常備薬、マスク、消毒液、<u>段ボールベッド、パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資</u>等）の備蓄に努める。<u>また、備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p>
<p>避難所緊急実態調査結果を踏まえた修正 (危機管理部)</p>	<p>265 (追加)</p>	<p><u>第2 避難所情報の発信</u></p> <p>府は、府内市町村の指定避難所、指定緊急避難場所の設備や周辺状況がわかる地図等をまとめた避難施設カルテを京都府ホームページ等により発信するものとする。</p>
<p>京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえた修正 (危機管理部、府民環境部)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>265 第2 円滑な避難所運営への配慮</p> <p>市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力</p> <p>府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。</p>	<p><u>第3 円滑な避難所運営への配慮</u></p> <p>市町村は、<u>高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに</u>、マニュアルの作成、<u>感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練</u>等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力</p> <p>府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル・<u>旅館</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。</p>

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

265

第4節 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策
(略)

第5節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動
(略)

(追加)

第6節 広域一時滞在
(略)

266

第7節 市町村の避難計画

第1節 市町村地域防災計画で定める事項
(略)

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の同意を得た上で、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難に関する全体計画及び個別計画の策定等の避難誘導体制の整備について定めるものとする。

第2節 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル

市町村長は、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

また、避難勧告等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、国及び府は、市町村等に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所
浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現

市町村は、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、配慮に努める。

第5節 新型インフルエンザ等府内感染者発生等に備えた対策
(略)

さらに、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保できるよう、防災部局と保健福祉部局が連携し、関係機関との調整を進める。

第5節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動
(略)

第6節 広域避難

第1節 市町村

1 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。

2 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

3 市町村は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

4 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

5 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第2節 府

1 府は、市町村から、府有施設(指定管理施設を含む。)を広域避難の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。

2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

第7節 広域一時滞在
(略)

第8節 市町村の避難計画

第1節 市町村地域防災計画で定める事項
(略)

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難行動要支援者(及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者)の同意を得た上で、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難に関する全体計画及び個別避難計画策定等の避難誘導体制の整備について定めるものとする

第2節 市町村の避難指示等の判断・伝達マニュアル

市町村長は、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、国及び府は、市町村等に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所
浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現

象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難勧告等の想定対象区域をあらかじめ定める。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定地区の理解を促す。

3 避難勧告等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難勧告等一覧」による避難勧告等発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令に当たっては、「避難勧告等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

4 効果的な避難勧告等の発令

過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。

また、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう、府河川防災情報システムの河川情報カメラのリンクを設定する。

5 避難勧告等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ確かな避難行動に結びつけられるように、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。なお、詳細は第27章において定める。

268 <表> 避難勧告等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退きすることが強く望まれる。
レベル4	避難勧告 避難指示(緊急)(注1)	<p>(勧告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 <p>(指示(緊急))</p> <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<p>全員避難</p> <p>(勧告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。 <p>(指示(緊急))</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定地区の理解を促す。

3 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難指示等一覧」による避難指示等発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令に当たっては、「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

4 効果的な避難指示等の発令

過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。

また、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう、府河川防災情報システムの河川情報カメラのリンクを設定する。

5 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ確かな避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。なお、詳細は第27章において定める。

<表> 避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況 	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保(注1)) 上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況 	<p>全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)

		・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。
レベル5	災害発生情報	・すでに災害が発生した状況	災害発生 ・命を守るための最善の行動をとる。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋への移動

注1 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的、又は重ねて促す場合などに発令されるものである。

〈表〉 避難勧告等の発令の基準となる情報

269 (1) 河川の氾濫等

レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
警戒レベル3相当情報 避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。(※1) ※1 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。	・避難判断水位に到達したとき(※1) ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い
警戒レベル4相当情報	・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき。(※2) ※2 基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、氾濫のおそれがあるとき ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	・氾濫危険水位（特別警戒水位）(※2)に到達したとき(※3) ※2 氾濫発生水位から一定時間(※4)の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる

レベル5	緊急安全確保（注2）	・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険で危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待避をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

〈表〉 避難指示等の発令の基準となる情報

(1) 河川の氾濫等

レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
警戒レベル3相当情報 高齢者等避難	・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき(※1) ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。	・避難判断水位に到達したとき(※1) ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い
警戒レベル4相当情報	・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき(※2) ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	・氾濫危険水位（特別警戒水位）(※2)に到達したとき(※3) ※2 氾濫発生水位から一定時間(※4)の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる

内閣府「避難情報に関するガイドライン」改定に伴う修正（危機管理部）

		を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	
	避難指示（緊急）	・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）	・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）
警戒レベル5相当情報	災害発生情報	・堤防が決壊 ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※4） ※4 洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき	・堤防が決壊 ・近隣で浸水が床上に及んでいる

注 水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプが稼働していない場合、ダム異常洪水時防災操作の事前連絡があったときや行われたときで下流に甚大な被害が発生すると予測された場合など特に災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示（緊急）が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル4相当の情報を提供する

		を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	
	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） （災害発生を確認） ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済み の場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し 返し居住者等に伝達することに注力すること。	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） （災害発生を確認） ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済み の場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し 返し居住者等に伝達することに注力すること。
警戒レベル5相当情報	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） （災害発生を確認） ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済み の場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し 返し居住者等に伝達することに注力すること。	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 （災害発生を確認） ・近隣で浸水が床上に及んでいる

注 水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプが稼働していない場合、ダム異常洪水時防災操作の事前連絡があったときや行われたときで下流に甚大な被害が発生すると予測された場合など特に災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル4相当の情報を提供する。

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル3 相当情報	避難準備・高齢者等 避難開始	<p>1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</u>」する場合</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、<u>夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</u></p>
警戒レベル4 相当情報	避難勧告	<p>1：土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2：土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>予想で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>」する場合</p> <p>3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
	避難指示（緊急） ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	<p>1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>」した場合</p> <p>2：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>
警戒レベル5 相当情報	災害発生情報 ※可能な範囲で発表	<p>1：土砂災害が発生した場合</p>

注 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第8節～第9節（略）
第10節 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

（追加）

なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第1 市町村

市町村は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。

車中避難場所の確保についても避難対策の一つとして位置付けるため。
（危機管理部）

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル3 相当情報	高齢者等避難	<p>・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒」と判定された場合</p> <p>・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、<u>夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</u></p> <p>・前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量の変化）が発見された場合</p>
警戒レベル4 相当情報	避難指示	<p>・土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、<u>記録的短時間大雨情報</u>が発表された場合</p> <p>・土砂災害警戒判定メッシュ情報で「非常に危険」と判定された場合</p> <p>・前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合</p>
警戒レベル5 相当情報	緊急安全確保	<p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <p>・土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>実況で土砂災害警戒情報基準線（CL）を超過した場合</u></p> <p>・土砂災害警戒判定メッシュ情報で「極めて危険」と判定された場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>・土砂災害が発生した場合</p>

注 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第9節～第10節（略）
第11節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所を確保する。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第1 市町村

市町村は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。

道の駅を広域的な応急活動拠点として位置付けるため。
(危機管理部、建設交通部)

(追加)
第2 府
府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。
(追加)

278 第38章 広域防災活動拠点計画

第1節～第3節 (略)
(追加)

第3編 災害応急対策計画

281 第1章 災害対策本部等運用計画

第2節 府の活動体制
第2 災害警戒本部の設置等
5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等
(2) 緊急参集チームの参集は、次の基準による。
ア 次の場合は直ちに参集する。
(ア) 府内全域又は一部の地域に特別警報が発表されたとき
(イ) 府の地域に避難勧告又は避難指示(緊急)が発令されたとき
(ウ) 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき
イ 危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めるときは、緊急参集

288 第6節 広域応援協力計画
第3 国による応援制度
1 被災市区町村応援職員確保システム
(略)

<表> 災害対策本部の事務分掌

部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
294 企画理事・企画調整理事・政策企画部	部長 企画調整理事 政策企画部長 副部長 情報政策統括監 副部長 政策企画部副部長	情報政策班	情報政策課 (追加)	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関する事 2 各種情報システムの機能確保に関する事
295 健康福祉部	(略)	(追加)	(追加)	(追加)
		こども・青少年総	こども・青少年総合対	(略)

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

防災基本計画の修正に伴う修正
(危機管理部)

組織改正を踏まえた修正
(政策企画部)

保健医療福祉調整本部等運用計画を踏まえた修正
(健康福祉部)

また、車中避難場所について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。
第2 府
府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。
また、京都府ホームページ上で、府・市町村が位置付けた車中避難場所を周知するとともに、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起する。

第38章 広域防災活動拠点等計画

第1節～第3節 (略)
第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅
府は、大規模災害時のライフライン事業者等の応援隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。

地域	道の駅名	所在地
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11
中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

第2節 府の活動体制
第2 災害警戒本部の設置等
5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等
(2) 緊急参集チームの参集は、次の基準による。
ア 次の場合は直ちに参集する。
(ア) 府内全域又は一部の地域に特別警報が発表されたとき
(イ) 府の地域に避難指示が発令されたとき
(ウ) 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき
イ 危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めるときは、緊急参集

第6節 広域応援協力計画
第3 国による応援制度
1 応急対策職員派遣制度
(略)

<表> 災害対策本部の事務分掌

部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
政策企画部	部長 政策企画部長 副部長 企画調整理事 副部長 政策企画部副部長	情報政策・デジタル政策推進班	情報政策課長 デジタル政策推進課長	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関する事 2 各種情報システムの機能確保に関する事
健康福祉部	(略)	ワクチン接種対策班	ワクチン接種対策室長	1 部内各班の応援に関する事
		こども・青少年総	こども・青少年総合対	(略)

事務分掌整理による変更
(危機管理部・建設交通部)

組織改正を踏まえた修正
(教育委員会)

字句修正
(府民環境部)

最新状況に修正
(関西電力送配電㈱)

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

			合対策班	策室長	
			健康福祉 総務班	健康福祉総 務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事 2 健康福祉部に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関する事 3 保健師の派遣に関する事 4 巡回健康相談、医療救護等に係る保健・医療・福祉活動チームの情報収集及び必要な連絡調整の実施に関する事 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事
297	建設交通部	(略)	住宅班	住宅課長	1 府営住宅の応急修理に関する事 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事 3 応急仮設住宅の設計・施工に関する事
298	教育部	(略)	高校教育班	(追加) 高校教育課長	(略)
			(追加)	(追加)	(追加)
301	第14節 複合災害時の対応	地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。 原子力発電所事故の対応グループは、環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。			
		地震、津波、風水害の対応グループ		原子力発電所事故の対応グループ	
		副本部長：副知事 部局長（健康福祉部は副部長）		副本部長：副知事 健康福祉部長 その他関係部局副部長	
320	第3章 通信情報連絡活動計画	〈表〉 防災関係機関と災害対策本部各部の分担			
		関係機関 関西電力株式会社 (京都支社) (追加)			
328	第5章 災害救助法の適用計画	第2節 被災世帯の算定基準 第2 住家の滅失等の認定 1 (略) 2 半壊又は半焼 住家の損壊又は消失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。			

			合対策班	策室長	
			健康福祉 総務班	健康福祉総 務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事 2 健康福祉部に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関する事 3 <u>保健医療福祉調整本部の事務局に関する事</u> 4 保健師の派遣に関する事 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事
	建設交通部	(略)	住宅班	住宅課長	1 府営住宅の応急修理に関する事 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事 3 応急仮設住宅に関する事
	教育部	(略)	高校教育班	高校改革推進室長 高校教育課長	(略)
			ICT教育推進班	ICT教育推進課長	1 部内各班の応援に関する事
	第14節 複合災害時の対応	地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。 原子力発電所事故の対応グループは、 <u>府民</u> 環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。			
		地震、津波、風水害の対応グループ		原子力発電所事故の対応グループ	
		副本部長：副知事 部局長（ <u>府民環境部</u> 、健康福祉部は副部長）		副本部長：副知事 <u>府民環境部長</u> 健康福祉部長 その他関係部局副部長	
	第3章 通信情報連絡活動計画	〈表〉 防災関係機関と災害対策本部各部の分担			
		関係機関 関西電力株式会社 <u>関西電力送配電株式会社 (京都支社)</u>			
	第5章 災害救助法の適用計画	第2節 被災世帯の算定基準 第2 住家の滅失等の認定 1 (略) 2 半壊又は半焼 住家の損壊又は消失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 <u>このうち、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%</u>			

字句修正
(京都地方気象台)

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

(追加)

3 床上浸水

上記 1、2 に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

4 住家

(略)

5 世帯

(略)

(追加)

第 3 節 活動計画

第 1 府・市町村

1 市町村単位の被害状況の実態把握

2～5 (略)

第 4 節～第 5 節 (略)

336 第 7 章 水防計画

第 2 節 計画の内容

第 4 水防活動

(4) 大野ダム総合管理事務所の水防体制

ア 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が**発せられた**時は大野ダム操作規則第13条及び畑川ダム操作規則第10条の規定に基づき洪水警戒体制に入るものとする。

(5) 水防管理団体の水防体制

ウ 水防管理者は常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が**発せられた**場合又は水防第 1 信号を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておかねばならない。

340 第 8 章 避難に関する計画

第 1 節 計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難**勧告**等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難**勧告**が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所にたどり着けない場合には、自らの判断で屋内安全確保や比較的安全な次善の避難場所に避難することも重要である。

このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に**避難準備・高齢者等避難開始**等を発令し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメール等を積極的に活用する。

第 2 節 避難**勧告**等

第 1 実施責任者

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の実実施責任者は次のとおりとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

1 **避難準備・高齢者等避難開始**

災害全般について 市町村長 (内閣府「避難**勧告**等に関するガイドライン」)

2 **避難勧告** 災害全般について 市町村長 (災害対策基本法第60条)

3 **避難指示(緊急)**

(略)

4 **災害発生情報**

以上50%未満のものを大規模半壊という。

3 **準半壊**

住家の損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

4 床上浸水

上記 1～3 に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

5 住家

(略)

6 世帯

(略)

第 3 節 **災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用**

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

第 4 節 活動計画

第 1 府・市町村

1 市町村単位の被害状況の実態把握 又は避難者状況の予測

2～5 (略)

第 5 節～第 6 節 (略)

第 7 章 水防計画

第 2 節 計画の内容

第 4 水防活動

(4) 大野ダム総合管理事務所の水防体制

ア 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が**発表された**時は大野ダム操作規則第13条及び畑川ダム操作規則第10条の規定に基づき洪水警戒体制に入るものとする。

(5) 水防管理団体の水防体制

ウ 水防管理者は常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が**発表された**場合又は水防第 1 信号を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておかねばならない。

第 8 章 避難に関する計画

第 1 節 計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難**指示**等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難**指示**が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメール等を積極的に活用する。

第 2 節 避難**指示**等

第 1 実施責任者

高齢者等避難、避難指示、**緊急安全確保**の実実施責任者は次のとおりとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

1 高齢者等避難

災害全般について 市町村長 (内閣府「避難**情報**に関するガイドライン」)

2 **避難指示**

(略)

3 **緊急安全確保**

		<p>(略)</p> <p>第2 避難勧告等</p> <p>1 市町村長の<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)、災害発生情報</u></p> <p>災害による被害発生の恐れがあり、<u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市町村長は避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u></p> <p><u>災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。</u>また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、避難勧告等を発令した上で、住民に対し、屋内安全確保等の措置を指示する。</p> <p>さらに、既に災害が発生している状況であれば、命を守るための最善の行動を取るよう促す。</p> <p>なお、<u>避難勧告等</u>の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。</p> <p>特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>特に府は、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>市町村長は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)、災害発生情報</u>を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。</p> <p>また、市町村長による避難の<u>勧告・指示</u>ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。</p> <p><u>避難勧告等</u>の連絡系統を次に示す。</p> <p>341 <図> <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報</u>の連絡系統(略)</p> <p>2 知事の<u>勧告</u>又は指示(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 海上保安官の指示(災害対策基本法第61条)(略)</p> <p>(3) 第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部の指導</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態においては第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部は次の指導連絡を行う。</p> <p>ア 在港船舶に対する<u>避難勧告</u>指導</p> <p>イ 航行中の船舶に対する通報連絡</p> <p>ウ 遊泳者・磯釣者に対する通報連絡</p> <p>342 第3節 避難の周知徹底</p> <p>第1 避難の<u>勧告</u>等の伝達方法</p> <p>1 避難の<u>勧告</u>等をする者は、次の内容を明示して実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 適切な避難行動のあり方(立ち退き避難又は屋内安全確保)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>避難勧告</u>等の理由</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>343 第4節 避難の誘導及び移送等(略)</p> <p>市町村は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p>
<p>京都府総合防災情報システムの構築に伴う修正(危機管理部)</p>		
<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う修正(危機管理部)</p>		

	<p>(略)</p> <p>第2 避難<u>指示</u>等</p> <p>1 市町村長の高齢者等避難、避難<u>指示</u>、<u>緊急安全確保</u></p> <p>災害による被害発生の恐れがあり、<u>高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市町村長は高齢者等避難を発令する。</u></p> <p><u>災害が発生が発生する恐れが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。</u></p> <p>さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、<u>指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。</u></p> <p>なお、<u>避難指示</u>等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。</p> <p>特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示</u>等の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>特に府は、時機を失することなく<u>避難指示</u>等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>市町村長は、高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。</p> <p>また、市町村長による避難の指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。</p> <p><u>避難指示</u>等の連絡系統を次に示す。</p> <p><図> 高齢者等避難、避難<u>指示</u>、<u>緊急安全確保</u>の連絡系統(略)</p> <p>2 知事の指示(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 海上保安官の指示(災害対策基本法第61条)(略)</p> <p>(3) 第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部の指導</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態においては第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部は次の指導連絡を行う。</p> <p>ア 在港船舶に対する<u>避難指示</u>指導</p> <p>イ 航行中の船舶に対する通報連絡</p> <p>ウ 遊泳者・磯釣者に対する通報連絡</p> <p>第3節 避難の周知徹底</p> <p>第1 避難の<u>指示</u>等の伝達方法</p> <p>1 避難の<u>指示</u>等をする者は、次の内容を明示して実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 適切な避難行動のあり方(立ち退き避難、<u>屋内安全確保</u>又は<u>緊急安全確保</u>)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>避難指示</u>等の理由</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 府及び市町村は、住民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況をホームページ等で周知するものとする。</u></p> <p>第4節 避難の誘導及び移送等(略)</p> <p>市町村は、災害時には避難行動要支援者本人、<u>(及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者)</u>の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び<u>個別避難計画</u>を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行れるように努める。</p>

<p>新規の協定締結に基づく修正 (危機管理部)</p>	<p>343</p>	<p>第6節 避難所の開設等 第1 避難所の開設 (略) (追加)</p> <p>また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>第2 避難所の運営管理等 1～3 (略) 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。 (追加)</p>	<p>第6節 避難所の開設等 第1 避難所の開設 (略)</p> <p><u>なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。</u></p> <p>また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>第2 避難所の運営管理等 1～3 (略) 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</u> <u>5 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u> <u>6～7 (略)</u></p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>344</p>	<p><u>5～6 (略)</u></p>	<p><u>6～7 (略)</u></p>
<p>京都JRATの発足による修正 (健康福祉部)</p>	<p>345</p>	<p>第7節 避難者健康対策 第3 支援体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括本誌長のもとに保健師・栄養士当の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また災害派遣福祉チーム(DWAT)を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。</p>	<p>第7節 避難者健康対策 第3 支援体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括本誌長のもとに保健師・栄養士当の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また災害派遣福祉チーム(DWAT) <u>及び大規模災害リハビリテーション支援関連協議会(JRAT)</u>を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。</p>
<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>(追加)</p>	<p>(追加)</p>	<p>第8節 広域避難 第1 府内における広域避難 1 市町村 (1) <u>市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。</u> (2) <u>市町村は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力(施設数、施設概要等)その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。</u> 2 協議先市町村 (1) <u>協議を受けた市町村は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。</u> 3 府 (1) <u>府は、市町村から、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力(施設数、施設概要等)その他広域避難に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力をを行うよう努める。</u> 第2 府外における広域避難 1 市町村 (1) <u>市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。</u></p>

	<p>347 第8節～第9節 (略)</p> <p>第10節 駅、地下街における避難計画 第3 駅及び地下街利用者の避難誘導 1 市町村等の活動 市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の<u>勧告又は指示</u>を行う。</p>	<p>2 府 (1) 府は、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、<u>居住者等の受入れについて広域避難の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。</u> (2) 府は、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議しようとするときは、<u>内閣総理大臣に報告の上、協議する。</u></p> <p>第3 他の都道府県から協議を受けた場合 1 府 (1) 府は、他の都道府県から居住者等の受入れについて協議を受けたときは、府内の状況を勘案の上、<u>受入れが可能と考えられる市町村に協議する。</u> 2 市町村 (1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。</p> <p>第4 居住者等に対する情報提供と支援 1 市町村は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。 2 広域避難を受け入れた市町村は、市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。</p>
<p>車中避難場所の確保についても避難対策の一つとして位置付けるため。 (危機管理部)</p>	<p>351 第11節 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。</p> <p>第1 市町村 市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。</p>	<p>第9節～第10節 (略)</p> <p>第11節 駅、地下街における避難計画 第3 駅及び地下街利用者の避難誘導 1 市町村等の活動 市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の指示を行う。</p> <p>第12節 車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 <u>また、車中避難場所として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。</u></p> <p>第1 市町村 市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。 <u>また、必要に応じて、車中避難場所の開設を要請する。</u></p>
<p>新規の協定締結に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>353 第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第2節 計画の内容 3 一時滞在施設の開設 (1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第2節 計画の内容 3 一時滞在施設の開設 (1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。 <u>なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都市旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。</u></p>
<p>新規の協定締結に伴う修正 (府民環境部)</p>	<p>361 第11章 生活必需品等供給計画 第9節 電源の確保 第2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。 2 前号の優先復旧又は臨時供給ができない又は時間を要する場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを<u>(一社)日本建設機械レンタル協会</u>又は三菱自動車工業(株)等との協定による電気自動車等の<u>貸与を三菱自動車工業(株)</u>へ要請する。</p>	<p>第11章 生活必需品等供給計画 第9節 電源の確保 第2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。 2 前号の優先復旧、臨時供給ができない又は時間を要する場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業(株)等<u>若しくは京都トヨタ自動車(株)等</u>との協定による電気自動車等の<u>貸出しを協定締結先の事業者</u>へ要請する。</p>
<p>字句修正 (府民環境部)</p>	<p>365 第12章 給水計画 第3節 市町村地域防災計画で定める内容 第2節第6に定めた計画に基づきその対策を定めるものとする。</p>	<p>第12章 給水計画 第3節 市町村地域防災計画で定める内容 第2節第6の対策について、<u>具体的な体制等を定める。</u></p>

<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部、建設交通部)</p>	<p>368 第13章 住宅対策計画 第1節 計画の方針 災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、<u>災害救助法を適用した場合には、一時的には府又は市町村の公共施設等を利用して避難所とし収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。</u></p>	<p>第13章 住宅対策計画 第1節 計画の方針 災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u></p>
<p>時点修正 (陸上自衛隊第4施設団)</p>	<p>375 第14章 医療助産計画 〈図〉 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 陸上自衛隊第4施設団第3科 0774-44-0001 (内236)</p>	<p>第14章 医療助産計画 〈図〉 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 陸上自衛隊第4施設団第3科 0774-44-0001 (<u>内233又は239</u>)</p>
<p>環境省の方針を踏まえた修正 (京都市)</p>	<p>385 第18章 廃棄物処理計画 第2節 計画の内容 第2 市町村の施策 7 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。</p>	<p>第18章 廃棄物処理計画 第2節 計画の内容 第2 市町村の施策 7 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却<u>等</u>のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。</p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>393 第20章 輸送計画 第7節 人員及び救助物資等の輸送 第1 人員の輸送 被災者を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。 府は被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。 なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要がある認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。</p>	<p>第20章 輸送計画 第7節 人員及び救助物資等の輸送 第1 人員の輸送 <u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災者（以下「被災者等」という。）</u>を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。 府は被災者<u>等</u>の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者<u>等</u>の運送を要請する。 なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者<u>等</u>の保護の実施のために特に必要がある認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。</p>
<p>字句修正 (京都府警察本部)</p>	<p>401 第21章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 1 府警本部等の対策 (1) <u>警察本部長は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第76条の規定により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。</u> (2) (略) (3) <u>警察本部長は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに、緊急交通路を指定し、法第76条第1項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。</u> (4) <u>警察本部長は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。</u> (5) (略) (6) <u>警察本部長は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者もしくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。</u> (7) (略) (8) <u>警察本部長は、知事の支援要請があった場合は、一般社団法人京都府警備業界の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。</u> (9) <u>警察本部長は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況</u></p>	<p>第21章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 1 府警本部等の対策 (1) <u>公安委員会</u>は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第76条<u>に基づき</u>、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限<u>を実施する。</u> (2) (略) (3) <u>公安委員会</u>は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに緊急交通路を指定し、法第76条第1項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。 (4) <u>警察</u>は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。 (5) (略) (6) <u>警察</u>は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者もしくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。 (7) (略) (8) <u>警察</u>は、知事の支援要請があった場合は、一般社団法人京都府警備業界の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。 (9) <u>警察</u>は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復</p>

		及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。		旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。
字句修正 (京都府警察本部)	403	第4節 交通情報の収集及び提供 第1 府警本部の対策 1 交通情報の収集 (1) (略) (2) 交通管制センターにおいては、現地警察又は道路管理者等から、定時又は府定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。		第4節 交通情報の収集及び提供 第1 府警本部の対策 1 交通情報の収集 (1) (略) (2) 交通管制センターにおいては、現地警察 署 又は道路管理者等から、定時又は府定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。
最新状況に修正 (西日本高速道路株式会社)	405	第5節 道路通行規制要領 <表> 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準		第5節 道路通行規制要領 <表> 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準 <u>(最新状況に差替え)</u>
最新状況に修正 (建設交通部)	410	<表> <u>令和2年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準</u>		<表> <u>令和3年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準</u> <u>(最新状況に差替え)</u>
最新状況に修正 (建設交通部)		<表> <u>令和2年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準</u>		<表> <u>令和3年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準</u> <u>(最新状況に差替え)</u>
防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部、建設交通部)	430	第23章 道路除雪計画 第1節 計画の方針 豪雪に際して、国道、府道等の主要路線をすみやかに除雪し、道路交通を確保し、緊急かつ必需物資の輸送の円滑化を図る。		第23章 道路除雪計画 第1節 計画の方針 豪雪に際して、国道、府道等の主要路線をすみやかに除雪し、道路交通を確保し、緊急かつ必需物資の輸送の円滑化を図る <u>とともに、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め等を行うよう努めるものとする。</u>
災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)	493	第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第2 災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等 1 <u>被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。</u>		第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第2 災害発生時の避難行動要支援者の <u>避難誘導、</u> 安否確認等 1 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、</u> 市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人 <u>(及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者)</u> の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿 <u>及び個別避難計画</u> を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の <u>避難誘導、</u> 安否確認を行う。
防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)	501	第39章 応援受援対策 第1節 応援計画 第1 計画の方針 他都道府県において大規模な災害が発生し、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。 (略) 第2 計画の内容 1 <u>発災時の情報収集</u> (略)		第39章 応援受援対策 第1節 応援計画 第1 計画の方針 他都道府県において大規模な災害が発生し、 <u>又は発生するおそれがある場合</u> (以下この章において「 <u>災害時</u> 」という。)、 <u>京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。</u> (略) 第2 計画の内容 1 <u>災害時</u> の情報収集 (略)
	502	第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内で <u>大規模な災害が発生し、</u> 京都府が応援を受ける場合に必要事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチーム及び <u>被災市区町村応援職員確保システムの整備(総務省)</u> を行うこととする。 また、本計画は、関西広域連合(以下「 <u>広域連合</u> 」という。)が定める「 <u>関西防災・減災プラン</u> 」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。 第2 計画の内容 1 応援の要請 <u>発災時において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、応援受援調整支援システムの活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。</u>		第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内で <u>の災害時に、</u> 京都府が応援を受ける場合に必要事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチーム及び <u>応急対策職員派遣制度(総務省)</u> の整備を行うこととする。 また、本計画は、関西広域連合(以下「 <u>広域連合</u> 」という。)が定める「 <u>関西防災・減災プラン</u> 」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。 第2 計画の内容 1 応援の要請 <u>災害時</u> において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、応援受援調整支援システムの活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 生活確保計画

504 第1節 計画の方針
災害により被害をうけた住民がその痛手より速やかに再起厚生するよう被災者に対する職業のあつせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定め、被災者の生活を確保を図る。

505 第4節 融資計画
第2 内容
1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与
(1)～(2) (略)
(3) 貸付条件
償還期間 10年(うち据置3年)
償還方法 年賦又は半年賦
利息 年3%(据置期間中は無利子)
連帯保証人 1名以上
所得制限 (略)

507 第6節 被災者生活再建支援金支給計画
「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給
(2) 対象世帯
① (1)の対象災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯(略)
(3) 支援金額
次の①+②の合計を支給
① 基礎支援金(略)
② 加算支援金(追加)
ア 住宅を建設又は購入する世帯200万円(単身世帯150万円)
イ 住宅を補修する世帯100万円(単身世帯75万円)
ウ 住宅を賃借する世帯50万円(単身世帯37.5万円)
(追加)
(4)～(6) (略)

509 第8節 金融措置計画
第2 内容
2 日本銀行京都支店の措置
(1) 通貨の円滑供給の確保
被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。
なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地派遣する等必要な措置を講ずる。
(2) (略)
(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずるほか必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 生活確保対策計画

第1節 計画の方針
被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第4節 融資計画
第2 内容
1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与
(1)～(2) (略)
(3) 貸付条件
償還期間 10年(うち据置3年)
償還方法 年賦、半年賦又は月賦
利息 年3%以内で市町村が条例で定める率(据置期間中は無利子)
連帯保証人 市町村の定めるところによる
所得制限 (略)

第6節 被災者生活再建支援金支給計画
「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給
(2) 対象世帯
① (1)の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯(略)
(3) 支援金額
次の①+②の合計を支給
① 基礎支援金(略)
② 加算支援金
ア 全壊世帯、大規模半壊世帯
(イ) 住宅を建設又は購入する世帯200万円(単身世帯150万円)
(イ) 住宅を補修する世帯100万円(単身世帯75万円)
(ウ) 住宅を賃借する世帯50万円(単身世帯37.5万円)
イ 中規模半壊世帯
(イ) 住宅を建設又は購入する世帯100万円(単身世帯75万円)
(イ) 住宅を補修する世帯50万円(単身世帯37.5万円)
(ウ) 住宅を賃借する世帯25万円(単身世帯18.75万円)
(4)～(6) (略)

第8節 金融措置計画
第2 内容
2 日本銀行京都支店の措置
(1) 通貨の円滑供給の確保
被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。
なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地派遣する等必要な措置を講ずる。
(2) (略)
(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行う。

防災基本計画の修正に伴う修正(危機管理部)

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う修正(健康福祉部)

被災者生活再建支援制度の改正を踏まえた修正(危機管理部)

防災業務計画を踏まえた修正(日本銀行京都支店)

<p>字句修正 (日本郵便㈱京都中央郵便局)</p>	<p>510 第9節 郵便事業計画 第1 方針 災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p>	<p>第9節 郵便業務計画 第1 方針 災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p>
<p>字句修正 (教育委員会)</p>	<p>528 第9章 文化財等の復旧計画 被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。 また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。</p>	<p>第9章 文化財等の復旧計画 被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。 また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。</p>
<p>組織改正に伴う修正</p>	<p>全編共通 商工労働観光部 人材確保推進室 人材確保・労働政策課 人材開発推進課</p>	<p>全編共通 商工労働観光部 雇用推進室 労働政策課 人材育成課</p>
<p>字句修正</p>	<p>府警本部警備第一課</p>	<p>府警察本部警備第一課</p>

区分	京都府地域防災計画 震災計画編
----	-----------------

改定理由	頁	現 行	改 定 案
災害対策基本法等の一部改正を踏まえた修正 (危機管理部)	4	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 京都府 (10) 避難<u>勧告</u>等の対象地域、判断時期等に係る助言</p> <p>第2節 市町村 (11) 避難の<u>勧告</u>又は指示</p> <p>第3節 指定地方行政機関</p> <p>12 大阪管区气象台 (追加) (1) <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u> (2) <u>津波予報等の発表及び通知</u> (3) <u>地震情報及び津波警報等の発表及び通知</u> (4) <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供</u></p> <p>(追加)</p> <p>14 近畿総合通信局 (1)～(6) (略) (追加)</p> <p>第5節 指定公共機関</p> <p>11 関西電力株式会社 (京都支社) 13 日本銀行 (京都支店) (2) <u>災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請等</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 京都府 (10) 避難<u>指示</u>等の対象地域、判断時期等に係る助言</p> <p>第2節 市町村 (11) 避難の指示</p> <p>第3節 指定地方行政機関</p> <p>12 大阪管区气象台 (<u>京都地方气象台</u>) (1) <u>気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表</u> (2) <u>気象、地象及び水象の予報 (地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) 並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></p> <p>14 近畿総合通信局 (1)～(6) (略) (7) <u>情報伝達手段の多様化・多重化の促進</u></p> <p>第5節 指定公共機関</p> <p>11 関西電力株式会社 13 日本銀行 (京都支店) (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p>
気象庁による修正 (京都地方气象台)	7		
防災業務計画を踏まえた修正 (近畿総合通信局)	7		
最新状況に修正 (関西電力送配電)	9		
防災業務計画を踏まえた修正 (日本銀行)			
府の施策を踏まえた修正 (危機管理部)	56	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 対象建築物と具体的対策</p> <p>3 住宅、その他の建築物 (略) (1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを<u>支援し</u>、住宅の減災化を推進する。</p> <p>4 緊急輸送道路沿道建築物 (略) (1)～(2) (略) (3) 対象建築物の所有者は、<u>平成33年12月31日</u>までに建築物所在地の所管行政庁 (京都府・京都市・宇治市) に対象建築物の耐震診断結果を報告する。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 対象建築物と具体的対策</p> <p>3 住宅、その他の建築物 (略) (1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止<u>や、感震ブレーカーの設置</u>等地震に対する安全性を向上する取り組み<u>について市町村や関係団体等と連携し普及・啓発するとともに支援を行い</u>、住宅の減災化を推進する。</p> <p>4 緊急輸送道路沿道建築物 (略) (1)～(2) (略) (3) 対象建築物の所有者は、<u>令和5年3月31日</u>までに建築物所在地の所管行政庁 (京都府・京都市・宇治市) に対象建築物の耐震診断結果を報告する。</p>
京都府耐震改修促進計画の見直しに伴う修正 (建設交通部)	56		
京都府水道震災対策行動マニュアルの内容見直しを踏まえた修正 (府民環境部)	62	<p>第4節 上下水道施設防災計画</p> <p>第1 水道施設防災計画</p> <p>2 計画の内容 (1)～(6) (略) (7) <u>府及び水道事業者等は、円滑な応急給水及び応急復旧活動を行うため、「水道の地震対策の強化について」(平成7年8月厚生省衛水第188号)に基づき策定した「京都府水道震災対策行動マニュアル」(平成10年3月)を活用する。</u> (8) 府及び水道事業者等は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。 また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。 (9)～(10) (略)</p>	<p>第4節 上下水道施設防災計画</p> <p>第1 水道施設防災計画</p> <p>2 計画の内容 (1)～(6) (略) (削除) (7) 府及び水道事業者等は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。 また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。 (8)～(9) (略)</p>

最新状況に修正 (建設交通部)	76 第9節 道路及び橋梁防災計画 第1 現況 〈表〉 道路状況一覧表	第9節 道路及び橋梁防災計画 第1 現況 〈表〉 道路状況一覧表 <u>(最新状況に差替え)</u>
砂防設備長寿命化計画を踏まえた修正及び時点修正 (建設交通部)	79 第11節 土砂及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画 1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流(溪流勾配15°以上)が <u>6,726</u> 溪流(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む)ある。 また、砂防指定地は、府内に <u>1,457</u> 箇所あり、適切な管理に努めている。	第11節 土砂及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画 1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流(溪流勾配15°以上)が <u>6,732</u> 溪流(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む)ある。 また、砂防指定地は、府内に <u>面的な指定が54の告示、溪流の指定が1,092</u> 溪流あり、適切な管理に努めている。
時点修正 (農林水産部)	79 第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積 <u>342,636</u> haのうち約 <u>105,592</u> haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する。 災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。	第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積 <u>342,577</u> haのうち約 <u>105,739</u> haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する。 災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。
最新状況に修正 (建設交通部)	82 〈表〉 土砂災害警戒区域等一覧表	〈表〉 土砂災害警戒区域等一覧表 <u>(最新状況に差替え)</u>
時点修正 (建設交通部)	83 第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第1 地すべり防災計画 1 現況 府内の地すべり危険箇所は、 <u>57</u> 箇所であり、そのうち地すべり防止区域の数は表2.1.6のとおりであり、国土交通省所管のものが21箇所、農林水産省所管のものが9箇所(林野庁6箇所、農村振興局3箇所)であって、合計30箇所である。 第2 急傾斜地防災計画 1 現況 傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が <u>9,992</u> 箇所(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む)ある(表2.1.5参照)。このうち <u>329</u> 箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。 84 〈表〉 地すべり防止区域一覧表 85 〈表〉 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧	第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第1 地すべり防災計画 1 現況 府内の地すべり危険箇所は、 <u>59</u> 箇所であり、そのうち地すべり防止区域の数は表2.1.6のとおりであり、国土交通省所管のものが21箇所、農林水産省所管のものが9箇所(林野庁6箇所、農村振興局3箇所)であって、合計30箇所である。 第2 急傾斜地防災計画 1 現況 傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が <u>10,022</u> 箇所(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む)ある(表2.1.5参照)。このうち <u>335</u> 箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。 〈表〉 地すべり防止区域一覧表 <u>(最新状況に差替え)</u> 〈表〉 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 <u>(最新状況に差替え)</u>
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行による修正 (農林水産部)	92 第14節 ダム等防災計画 第3 計画の内容 2 農業用ため池 (2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策 (略) なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領(平成9年3月25日構造改善局防災課長通知)に基づき、 <u>防災重点ため池</u> のみとする。	第14節 ダム等防災計画 第3 計画の内容 2 農業用ため池 (2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策 (略) なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領(平成9年3月25日構造改善局防災課長通知)に基づき、 <u>防災重点農業用ため池</u> のみとする。
災害対策基本法等の一部改正に伴う修正及び防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)	109 第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡網の整備 大規模な災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難 <u>勧告</u> 等の伝達が必要となる。 (略) また、 <u>情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I O T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策への積極的な活用</u> が必要となる。	第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡網の整備 大規模な災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難 <u>指示</u> 等の伝達が必要となる。 (略) また、 <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I O T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用</u> など、 <u>災害対応業務のデジタル化を促進</u> する必要がある。 <u>デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備</u>

<p>最新状況に修正 (京都地方気象台)</p>	<p>128 第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画 第2節 津波予報等の伝達計画 <図> 大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統</p> <p>第6章 避難に関する計画 第2節 避難の周知徹底 第1 事前措置 府、市町村、水防管理団体等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に避難<u>勧告</u>等の意味、自主的に早めの避難行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第2 避難<u>勧告</u>等の周知 (略)</p> <p>第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 2 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。</p> <p>3 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p>	<p><u>備を図るよう努める。</u></p> <p>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画 第2節 津波予報等の伝達計画 <図> 大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p> <p>第6章 避難に関する計画 第2節 避難の周知徹底 第1 事前措置 府、市町村、水防管理団体等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に避難<u>指示</u>等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、<u>急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる</u>等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第2 避難<u>指示</u>等の周知 (略)</p> <p>第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 2 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる<u>が、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</u></p> <p>3 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。<u>この際、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。</u></p>
<p>避難所緊急実態調査結果を踏まえた修正及び防災基本計画の修正を踏まえた修正 (危機管理部)</p>	<p>146 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 第1 施設・設備・物資の備蓄 避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資(食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等)の備蓄に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 第1 施設・設備・物資の備蓄 避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資(食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>、常備薬、マスク、消毒液、<u>段ボールベッド、パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資</u>等)の備蓄に努める。<u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>第2 避難所情報の発信 <u>府は、府内市町村の指定避難所、指定緊急避難場所の設備や周辺状況がわかる地図等をまとめた避難施設カルテを京都府ホームページ等により発信するものとする。</u></p>
<p>京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえた修正 (危機管理部、府民環境部) 防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>第2 円滑な避難所運営への配慮 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力 府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。</p> <p>第4 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策</p>	<p>第3 円滑な避難所運営への配慮 市町村は、<u>高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに</u>、マニュアルの作成、<u>感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等</u>を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力 府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル・<u>旅館</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。<u>また、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、配慮に努める。</u></p>

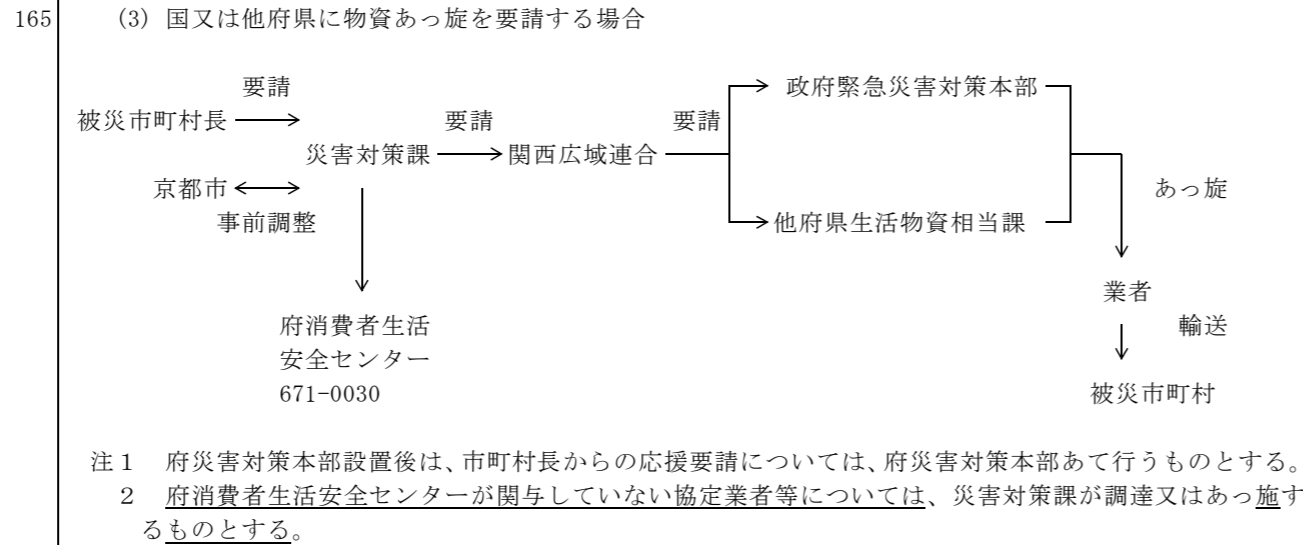
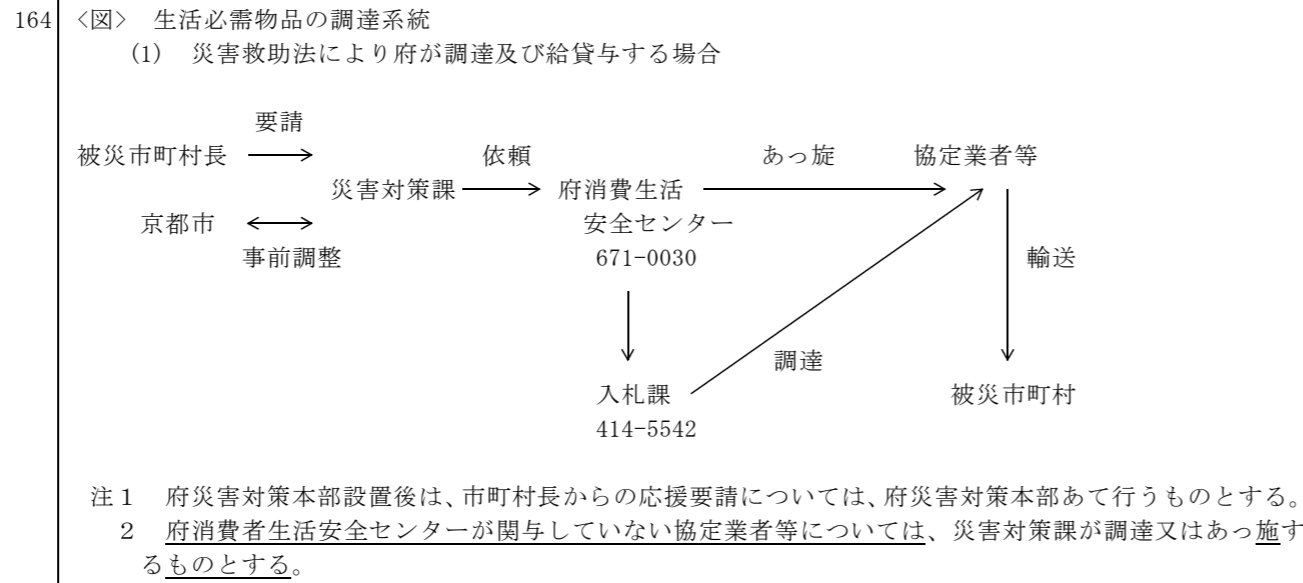
<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>(略)</p>	<p>第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生等に備えた対策 (略)</p> <p>さらに、<u>新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保できるよう、防災部局と保健福祉部局が連携し、関係機関との調整を進める。</u></p>
<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>(追加)</p> <p>146 第6節 (略)</p> <p>147 第7節 市町村等の避難計画 第1 市町村の計画 (略) 1 避難の<u>勧告</u>等を伴う基準及び伝達方法 (略)</p> <p>第8節 (略)</p>	<p>第6節 広域避難 第1 市町村 1 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。 2 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。 3 市町村は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。 4 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を定めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。 5 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。</p> <p>第2 府 1 府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域避難の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。 2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を定めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</p>
<p>字句修正 (危機管理部)</p>	<p>149 第9節 車中泊避難計画 (略)</p>	<p>第7節 (略)</p> <p>第8節 市町村等の避難計画 第1 市町村の計画 (略) 1 避難の<u>指示</u>等を伴う基準及び伝達方法 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 車中避難計画 (略)</p>
<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>151 第7章 津波災害予防計画 第2節 津波警戒の周知徹底 第3 防災知識の普及、防災教育 1 府、沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図るものとする。 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示(緊急)等の意味・内容の説明などの啓発活動を行う。 (略) 第9 津波警報等の発表・伝達のための体制確保 府、市町村は津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。 1 市町村による、津波警報等の内容に応じた避難指示(緊急)の発令基準の策定 2 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示(緊急)の発表・発令・伝達体制の整備 (略)</p>	<p>第7章 津波災害予防計画 第2節 津波警戒の周知徹底 第3 防災知識の普及、防災教育 1 府、沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図るものとする。 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動を行う。 (略) 第9 津波警報等の発表・伝達のための体制確保 府、市町村は津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。 1 市町村による、津波警報等の内容に応じた避難指示の発令基準の策定 2 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制の整備 (略)</p>

災害時燃料供給の円滑化のための
の手引きの改正に伴う修正
(危機管理部)

事務分担の整理による修正
(危機管理部、総務部、消費生
活安全センター)

162 第9章 災害応急対策物資確保計画
第2節 食料及び生活必需品の確保計画
第5 燃料の確保
(追加)
(略)
(追加)

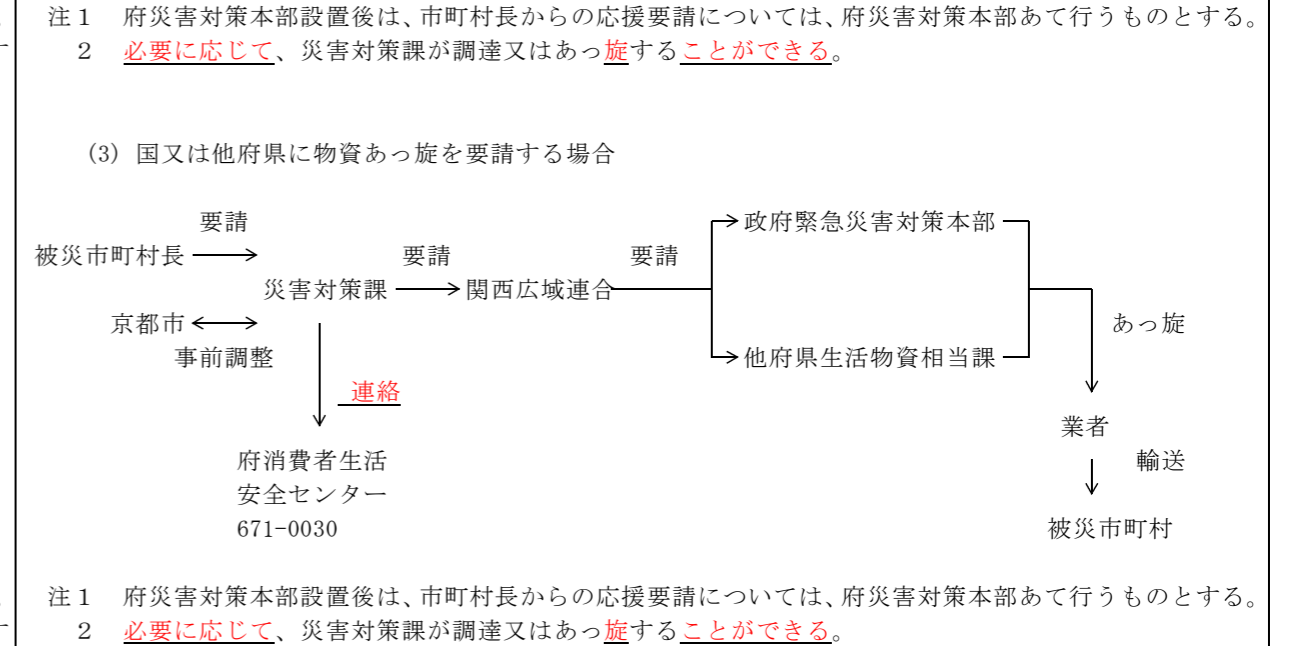
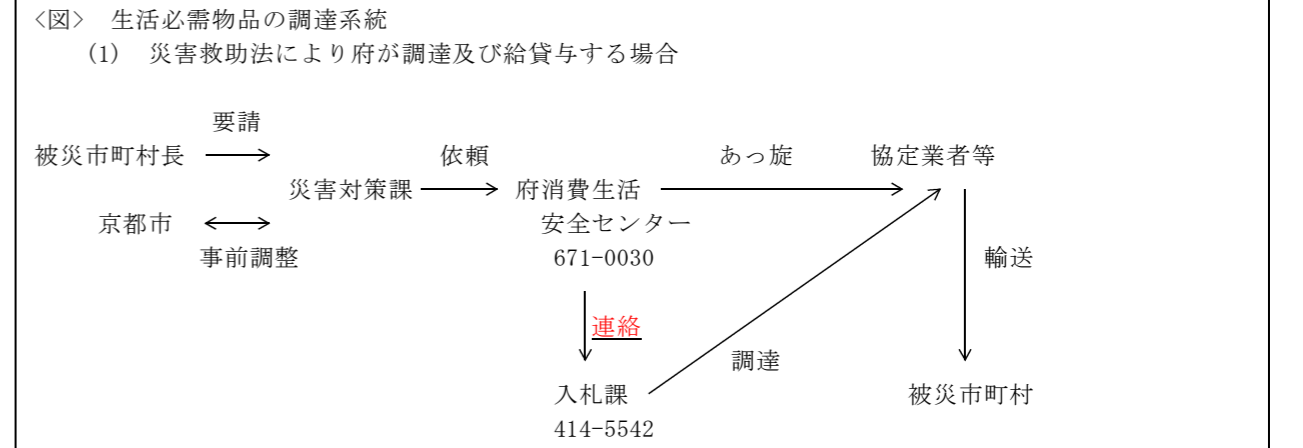
163 <図> 食料品の調達系統
(1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
(略)
注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあつ旋するものとする。
※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。なお、災害対策本部からの要請は、消費生活安全センターで受け、消費生活安全センターと入札課は調整しながら物資調達に当たるものとする。



第9章 災害応急対策物資確保計画
第2節 食料及び生活必需品の確保計画
第5 燃料の確保
1 体制の整備
(略)
2 住民への広報

府と市町村は、平時から住民拠点SS(※)の役割や所在地について周知し、災害時にも府民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。
※住民拠点SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

<図> 食料品の調達系統
(1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
(略)
注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。
※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。



災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

168 **第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画**

第2節 計画の内容

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

2 市町村における支援体制の整備
(略)

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。

3～4 (略)

第3 避難行動要支援者対策

1～2 (略)

(追加)

3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認
(略)

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第4 要配慮者の安全確保

1～2 (略)

(追加)

3 市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

172 **第12章 文化財災害予防計画**

第1節 現状

第1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備(以下「自火報設備」という。)の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に669棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている637棟のうち、未設置のものは16棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,153棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の333棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。

時点修正
(教育委員会)

第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

2 市町村における支援体制の整備
(略)

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

3～4 (略)

第3 避難行動要支援者対策

1～2 (略)

3 個別避難計画の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という)を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の日案方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン(避難計画)又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、府においては、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、市町村による個別避難計画作成の促進を図る。

4 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認
(略)

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人(及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者)の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第4 要配慮者の安全確保

1～2 (略)

3 市町村は、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。

4 市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

第12章 文化財災害予防計画

第1節 現状

第1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備(以下「自火報設備」という。)の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に698棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている666棟のうち、未設置のものは20棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,187棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の324棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。

	<p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） （略）</p> <p>なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在498所有者、825件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが183件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の642件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る589件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p>	<p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） （略）</p> <p>なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在529所有者、676件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが183件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の693件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る640件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正 （危機管理部）</p>	<p>175 第13節 防災訓練に関する計画 第2節 計画の内容 第1 総合防災訓練 防災関係機関が協議して、おおむね次により原則として毎年1回実施する。 （略） 3 訓練の方法 (1) 現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。</p>	<p>第13節 防災訓練に関する計画 第2節 計画の内容 第1 総合防災訓練 防災関係機関が協議して、おおむね次により原則として毎年1回実施する。 （略） 3 訓練の方法 (1) <u>地域の災害リスクに基づき</u>、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。</p>
<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 （危機管理部）</p>	<p>187 第17章 行政機能維持対策計画 第1 節業務継続性の確保 府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難勧告等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>第17章 行政機能維持対策計画 第1 節業務継続性の確保 府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>
	<p>第18章 広域応援体制の整備 第1節 計画の方針 府、市町村等の各機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。</p> <p>第2節 計画の内容 第2 府内の消防相互応援体制の整備 府内の市町村長及び消防機関の長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。 第3 府内の防災相互応援体制の整備 3 被災地緊急サポートチームの整備 府は、災害発生後に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。 4 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u>の整備及び災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省） 府は、総務省と連携して、大規模災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。 第5 広域緊急援助隊の編成 府警察本部は、<u>大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に</u>、広域的な災害警備活動にあたる警察災害援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。</p>	<p>第18章 広域応援体制の整備 第1節 計画の方針 府、市町村等の各機関は、大規模災害が発生し、<u>又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）</u>に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。</p> <p>第2節 計画の内容 第2 府内の消防相互応援体制の整備 府内の市町村長及び消防機関の長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。 第3 府内の防災相互応援体制の整備 3 被災地緊急サポートチームの整備 府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。 4 <u>応急対応職員派遣制度</u>の整備及び災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省） 府は、総務省と連携して、大規模災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。 第5 広域緊急援助隊の編成 府警察本部は、<u>災害時</u>に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。</p>
<p>最新状況に修正 （危機管理部）</p>	<p>190 <表> 令和2年度 緊急消防援助隊登録状況</p>	<p><表> 令和3年度 緊急消防援助隊登録状況 <u>（最新状況に差替え）</u></p>

道の駅を広域的な応急活動拠点として位置付けるため。
(危機管理部、建設交通部)

197 **第21章 広域防災活動拠点計画**
第1節～第3節 (略)
(追加)

第3編 災害応急対策計画

最新状況に修正
(京都地方気象台)

198 <表> 災害応急対策活動に係る計画、規程等

第3節 府の活動体制

第2 活動体制
(略)

1 災害警戒本部の設置等

(1) 災害警戒本部の設置等

知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じ、職員の配備については、第5の動員計画による。

<表> 災害対策本部の事務分掌

部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
206 企画理事・企画調整理事・政策企画部	部長 企画調整理事 政策企画部長 副部長 情報政策統括監 副部長 政策企画部副部長	情報政策班	情報政策課長 (追加)	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関すること。 2 各種情報システムの機能確保に関すること。
208 健康福祉部	(略)	(追加)	(追加)	(追加)
		こども・青少年総合対策班	こども・青少年総合対策室長	(略)
		健康福祉総務班	健康福祉総務課長	1～2 (略) 3 保健師の派遣に関すること。 4 巡回健康相談、医療救護等に係る保健・医療・福祉活動チームの情報収集及び必要な連絡調整の実施に関すること。 5 (略)

組織改正に伴う修正
(政策企画部)

保健医療福祉調整本部等運用計画を踏まえた修正
(健康福祉部)

第21章 広域防災活動拠点等計画

第1節～第3節 (略)

第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅

府は、大規模災害時のライフライン事業者等の応援隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。

地域	道の駅名	所在地
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11
中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1

第3編 災害応急対策計画

<表> 災害応急対策活動に係る計画、規程等

(最新状況に差替え)

第3節 府の活動体制

第2 活動体制
(略)

1 災害警戒本部の設置等

(1) 災害警戒本部の設置等

知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じ、職員の配備については、第8の動員計画による。

<表> 災害対策本部の事務分掌

部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
政策企画部	部長 政策企画部長 副部長 企画調整理事 副部長 政策企画部副部長	情報政策・デジタル政策推進班	情報政策課長 デジタル政策推進課長	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関すること。 2 各種情報システムの機能確保に関すること。
健康福祉部	(略)	ワクチン接種対策班	ワクチン接種対策室長	1 部内各班の応援に関すること。
		こども・青少年総合対策班	こども・青少年総合対策室長	(略)
		健康福祉総務班	健康福祉総務課長	1～2 (略) 3 保健医療福祉調整本部の事務局に関すること。 4 保健師の派遣に関すること。 5 (略)

事務分掌整理による変更
(危機管理部・建設交通部)

組織改正に伴う修正
(教育委員会)

字句修正
(府民環境部)

防災基本計画の修正に伴う修正
(危機管理部)

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

時点修正
(陸上自衛隊第4施設団)

防災基本計画の修正に伴う修正
(危機管理部)

210	建設交通部	(略)	住宅班	住宅課長	1～2 (略) 3 応急仮設住宅の設計・施工に関すること。
211	教育部	(略)	高校教育班	(追加) 高校教育課長	(略)
			(追加)	(追加)	(追加)

第1章 災害応急対策の活動体制
 第4節 複合災害時の対応
 地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。
 原子力発電所事故の対応グループは、環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。

地震、津波、風水害の対応グループ	原子力発電所事故の対応グループ
副本部長：副知事 部局長（健康福祉部は副部長）	副本部長：副知事 健康福祉部長 その他関係部局副部長

218 第7節 広域応援協力計画
 第3 国による応援制度
 1 被災市区町村応援職員確保システム
 (略)

240 **第2章 通信情報連絡活動計画**
 第6節 広報広聴活動計画
 4 広報事項
 (3) 住民に対する避難勧告・指示、災害発生の状況
 6 報道機関に対する発表
 (5) 住民に対する避難勧告指示の状況

260 **第6章 医療助産計画**
 <図> 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統

 陸上自衛隊第4施設団第3科
 0774-44-0001 (内236)

277 **第9章 輸送計画**
 第7節 人員及び救助物資等の輸送
 第1 人員輸送
 被災者を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。府は被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。
 なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要が認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

建設交通部	(略)	住宅班	住宅課長	1～2 (略) 3 応急仮設住宅に関すること。
教育部	(略)	高校教育班	高校改革推進室長 高校教育課長	(略)
			I C T 教育推進班 I C T 教育推進課長	1 部内各班の応援に関すること。

第1章 災害応急対策の活動体制
 第4節 複合災害時の対応
 地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。
 原子力発電所事故の対応グループは、府民環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。

地震、津波、風水害の対応グループ	原子力発電所事故の対応グループ
副本部長：副知事 部局長（ <u>府民環境部</u> 、健康福祉部は副部長）	副本部長：副知事 <u>府民環境部長</u> 健康福祉部長 その他関係部局副部長

218 第7節 広域応援協力計画
 第3 国による応援制度
 1 応急対策職員派遣制度
 (略)

240 **第2章 通信情報連絡活動計画**
 第6節 広報広聴活動計画
 4 広報事項
 (3) 住民に対する避難指示、災害発生の状況
 6 報道機関に対する発表
 (5) 住民に対する避難指示の状況

260 **第6章 医療助産計画**
 <図> 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統

 陸上自衛隊第4施設団第3科
 0774-44-0001 (内233又は239)

277 **第9章 輸送計画**
 第7節 人員及び救助物資等の輸送
 第1 人員輸送
広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者（以下「被災者等」という。）を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。府は被災者等の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者等の運送を要請する。
 なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者等の保護の実施のために特に必要が認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

字句修正
(京都府警察本部)

278 **第10章 交通規制に関する計画**
第2節 交通規制対策
1 府警察本部等の対策
(1) 警察本部長は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第76条の規定により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
(2) (略)
(3) 警察本部長は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに、緊急交通路を指定し、法第76条第1項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。
(4) 警察本部長は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。
(5) (略)
(6) 警察本部長は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者もしくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。
(7) (略)
(8) 警察本部長は、知事の支援要請があった場合は、一般社団法人京都府警備業界の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。
(9) 警察本部長は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認められた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。

第11章 避難に関する計画
284 第1節 避難の方針
災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。
府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難勧告等発令前であっても、あらかじめ設定していた自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難勧告が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。
このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難準備・高齢者等避難開始等を発令し、周知を徹底することとする。

第2節 避難の勧告又は指示、災害発生情報
第2 避難の勧告又は指示、災害発生情報
1 市町村長の勧告又は指示
地震・津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。
さらに、既に災害が発生している状況であれば、命を守るための最善の行動を取るよう促す。
なお、避難勧告等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。
府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。
市町村長は、勧告又は指示、災害発生情報を発令したときは速やかに知事に報告する。
報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。
4 海上保安官の指示
ア 在港船舶に対する避難勧告指導

286 <図> 避難の勧告・指示の連絡系統

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

第10章 交通規制に関する計画
第2節 交通規制対策
1 府警察本部等の対策
(1) 公安委員会は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第76条に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
(2) (略)
(3) 公安委員会は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに、緊急交通路を指定し、法第76条第1項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。
(4) 警察は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。
(5) (略)
(6) 警察は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者もしくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。
(7) (略)
(8) 警察は、知事の支援要請があった場合は、一般社団法人京都府警備業界の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。
(9) 警察は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認められた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。

第11章 避難等に関する計画
第1節 避難の方針
災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。
府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、あらかじめ設定していた自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。
このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

第2節 避難の指示、緊急安全確保
第2 避難の指示、緊急安全確保
1 市町村長の指示
地震・津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。
さらに、既に災害が発生している状況であれば、命を守るための最善の行動を取るよう促す。
なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。
府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。
市町村長は、指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。
報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。
4 海上保安官の指示
ア 在港船舶に対する避難指示指導

<図> 避難の勧告・指示の連絡系統
(最新状況に差替え)

<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>286</p>	<p>第3節 避難の周知徹底 第1 避難の<u>勧告</u>等の伝達方法 1 避難の<u>勧告</u>等をする者は、次の内容を明示して実施する。 (1) (略) (2) 適切な避難行動のあり方(立ち退き避難又は屋内安全確保) (3)～(4) (略) (5) <u>避難勧告</u>等の理由 (6) (略) 2～3 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第3節 避難の周知徹底 第1 避難の<u>指示</u>等の伝達方法 1 避難の<u>指示</u>等をする者は、次の内容を明示して実施する。 (1) (略) (2) 適切な避難行動のあり方(立ち退き避難、<u>屋内安全確保</u>又は<u>緊急安全確保</u>) (3)～(4) (略) (5) 避難<u>指示</u>等の理由 (6) (略) 2～3 (略) <u>4 府及び市町村は、住民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況をホームページ等で周知するものとする。</u></p>
<p>京都府総合防災情報システムの構築に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>286</p>	<p>第4節 避難の誘導及び移送等 (略) 市町村は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定める避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p>	<p>第4節 避難の誘導及び移送等 (略) 市町村は、災害時には避難行動要支援者本人(<u>及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者</u>)の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定める避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p>
<p>新規締結に基づく修正及び京都府総合防災情報システムの構築に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>287</p>	<p>第6節 避難所の開設等 第1 避難所の開設 (略) <u>(追加)</u> また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 第2 避難所の運営管理等 1～3 (略) 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。 <u>(追加)</u> <u>5～6</u> (略)</p>	<p>第6節 避難所の開設等 第1 避難所の開設 (略) <u>なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。</u> また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 第2 避難所の運営管理等 1～3 (略) 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</u> <u>5 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u> <u>6～7</u> (略)</p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>288</p>	<p>第2節 避難所の運営管理等 1～3 (略) 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。 <u>(追加)</u> <u>5～6</u> (略)</p>	<p>第2節 避難所の運営管理等 1～3 (略) 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</u> <u>5 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u> <u>6～7</u> (略)</p>
<p>京都JRATの発足の伴う修正 (健康福祉部)</p>	<p>289</p>	<p>第7節 避難者健康対策 第3 支援体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括本誌長のもとに保健師・栄養士当の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また災害派遣福祉チーム(DWAT)を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。</p>	<p>第7節 避難者健康対策 第3 支援体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括本誌長のもとに保健師・栄養士当の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また災害派遣福祉チーム(DWAT) <u>及び大規模災害リハビリテーション支援関連協議会(JRAT)</u>を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。</p>

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

(追加)

291 第8節～9節 (略)

294 第10節 駅、地下街における避難計画
第3 駅及び地下街利用者の避難誘導
1 市町村等の活動

市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の勧告又は指示を行う。

295 第11節 車中泊避難計画
(略)

字句修正

第8節 広域避難

第1 府内における広域避難

1 市町村

(1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。

(2) 市町村は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

2 協議先市町村

(1) 協議を受けた市町村は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

3 府

(1) 府は、市町村から、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第2 府外における広域避難

1 市町村

(1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

2 府

(1) 府は、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、居住者等の受入れについて広域避難の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。

(2) 府は、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、協議する。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

1 府

(1) 府は、他の都道府県から居住者等の受入れについて協議を受けたときは、府内の状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

2 市町村

(1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第4 居住者等に対する情報提供と支援

1 市町村は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

2 広域避難を受け入れた市町村は、市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第9節～10節 (略)

第11節 駅、地下街における避難計画

第3 駅及び地下街利用者の避難誘導

1 市町村等の活動

市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の指示を行う。

第12節 車中避難計画
(略)

<p>新規の協定締結に基づく修正 (危機管理部)</p>	<p>297 第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第2節 計画の内容 3 一時滞在施設の開設 (1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第2節 計画の内容 3 一時滞在施設の開設 (1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。 <u>なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。</u></p>
<p>京都府水道震災対策行動マニュアルの見直しを踏まえた修正 (府民環境部)</p>	<p>301 第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画 第2節 給水計画 第2 計画内容 2 応急給水の基本方針 (1) 給水は、本計画及び京都府水道震災対策行動マニュアル(平成10年3月)に従い行う。 (2) 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。(表3.13.1) (3) 被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受入れ体制を整備する。 第3 市町村地域防災計画で定める事項 第2の6に記載した対策について、「<u>市町村等水道震災対策行動マニュアル策定指針</u>」(平成10年3月京都府保健福祉部)を活用し、その具体的な体制等について定める。</p>	<p>第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画 第2節 給水計画 第2 計画内容 2 応急給水の基本方針 (削除) (1) 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。(表3.13.1) (2) 被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受入れ体制を整備する。 第3 市町村地域防災計画で定める事項 第2の6の対策について、具体的な体制等を定める。</p>
<p>新規の協定締結に伴う修正 (府民環境部)</p>	<p>306 第3節 生活必需品等供給計画 第11 電源の確保 2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。 (2) 前号の優先復旧又は臨時供給ができない又は時間を要する場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを<u>(一社)日本建設機械レンタル協会</u>又は三菱自動車工業(株)等との協定による電気自動車等の貸与を<u>三菱自動車工業(株)</u>へ要請する。</p>	<p>第3節 生活必需品等供給計画 第11 電源の確保 2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。 (2) 前号の優先復旧又は臨時供給ができない又は時間を要する場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業(株)等若しくは<u>京都トヨタ自動車(株)</u>等との協定による電気自動車等の貸出しを協定締結先の事業者へ要請する。</p>
<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>307 第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第2 災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等 1 被害が予想される地震が発生した場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。</p>	<p>第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第2 災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等 1 被害が予想される地震が発生した場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人<u>(及び個別避難計画にあつては避難支援等を実施する者)</u>の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。</p>
<p>京都府水道震災対策行動マニュアルの見直しを踏まえた修正 (府民環境部)</p>	<p>342 第17章 施設の応急対策に関する計画 第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第4 上下水道施設 1 水道施設 (2) 応急復旧(略) なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図るため、「<u>京都府水道震災対策行動マニュアル</u>」(平成10年3月)に基づいた対応を図る。 (略)</p>	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画 第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第4 上下水道施設 1 水道施設 (2) 応急復旧(略) なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。 (略)</p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>348 第9節 住宅応急対策計画 第1 計画の方針 地震災害発生時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、<u>災害救助法を適用した場合には、一時的には府又は市町村の公共施設等を利用して避難所とし収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。</u></p>	<p>第9節 住宅応急対策計画 第1 計画の方針 地震災害発生時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u></p>

<p>環境省災害廃棄物処理の再生利用に関する方針を踏まえた修正 (府民環境部・京都市)</p>	<p>353 第18章 災害地の応急対策に関する計画 第2節 廃棄物処理計画 2 市町村の施策 (7) 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。</p>	<p>第18章 災害地の応急対策に関する計画 第2節 廃棄物処理計画 2 市町村の施策 (7) 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。</p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>374 第26章 応援受援計画 第1節 応援計画 第1 計画の方針 他都道府県において大規模な災害が発生し、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合には必要な事項を定める。 (略) 第2 計画の内容 1 発災時の情報収集</p> <p>375 第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内で大規模な災害が発生し、京都府が応援を受ける場合に必要な事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチーム及び被災市区町村応援職員確保システムの整備(総務省)を行うこととする。 第2 計画の内容 1 応援の要請 発災時において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、応援受援調整支援システムの活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。</p>	<p>第26章 応援受援計画 第1節 応援計画 第1 計画の方針 他都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合には必要な事項を定める。 (略) 第2 計画の内容 1 災害時の情報収集</p> <p>第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が応援を受ける場合に必要な事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチーム及び応急対応職員派遣制度（総務省）の整備を行うこととする。 第2 計画の内容 1 応援の要請 災害時において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、応援受援調整支援システムの活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。</p>
<p>第4編 災害復旧・復興計画</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p>
<p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p>	<p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p>	<p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>377 第1節 生活確保対策計画 第1 計画の方針 <u>地震災害により被害を受けた住民が、その痛手よりすみやかに再起・更生するように、被災者に対する職業のあっ旋、資金の融資等について定め、被災者の生活を確保することについての対策を定める。</u></p>	<p>第1節 生活確保対策計画 第1 計画の方針 <u>被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>
<p>字句修正及び防災業務計画を踏まえた修正 (日本銀行)</p>	<p>379 2 日本銀行（京都支店）の措置 (1) 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 (略) (2) (略) (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ、金融機関に対し営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (略) ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、<u>提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。</u> オ 必要と<u>認める</u>災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</p>	<p>2 日本銀行（京都支店）の措置 (1) 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 (略) (2) (略) (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ、金融機関に対し営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。 <u>また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長又は休日臨時営業を行う。</u> (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (略) ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、<u>呈示</u>期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。 オ 必要と<u>認められる</u>災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</p>

<p>字句修正 (日本郵便(株)京都中央郵便局)</p>	<p>391 第3節 郵便関係補助 地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p>	<p>第3節 郵便関係補助 地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p>
<p>字句修正 (教育委員会)</p>	<p>387 第8節 文化財等の復旧計画 (略) また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、<u>復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。</u></p> <p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</p> <p>第3章 地震防災上必要な教育及び広報</p>	<p>第8節 文化財等の復旧計画 (略) また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、<u>復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。</u></p> <p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</p> <p>第3章 地震防災上必要な教育及び広報</p>
<p>字句修正 (関西電力送配電)</p>	<p>400 第2節 広報 府知事直轄組織、府危機管理部、府商工労働観光部、府教育庁、府警察本部、市町村、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社</p>	<p>第2節 広報 府知事直轄組織、府危機管理部、府商工労働観光部、府教育庁、府警察本部、市町村、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>、大阪ガス株式会社</p>
<p>関西広域連合「南海トラフ地震 応急対応マニュアル」の改定に 伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>408 第7章 関係者との連携協力の確保 第3節 防災体制に関する事項 2 地震発生時の応急対策 南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災編により、種々の防災対策等を講じる。 (追加)</p> <p>全編共通</p> <p>商工労働観光部 人材確保推進室 人材確保・労働政策課 人材開発推進課</p>	<p>第7章 関係者との連携協力の確保 第3節 防災体制に関する事項 2 地震発生時の応急対策 南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災編により、種々の防災対策等を講じる。 <u>なお、被害の状況により応援可能なことが判明した場合は、関西広域連合の調整により被害の大きい他府県等を応援することとする。</u></p> <p>全編共通</p> <p>商工労働観光部 <u>雇用推進室</u> <u>労働政策課</u> <u>人材育成課</u></p>
<p>組織改正に伴う修正</p>	<p>商工労働観光部 人材確保推進室 人材確保・労働政策課 人材開発推進課</p>	<p>商工労働観光部 <u>雇用推進室</u> <u>労働政策課</u> <u>人材育成課</u></p>

区分	京都府地域防災計画 原子力災害対策編
----	--------------------

修正理由	頁	現 行	修 正 案 目次
防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)		<p>目次</p> <p>第2編 原子力災害事前対策計画 (略)</p> <p>第9章 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (略)</p> <p>第3編 緊急事態応急対策計画 (略)</p> <p>第6章 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (略)</p>	<p>2編 原子力災害事前対策計画 (略)</p> <p>第9章 飲食物の摂取制限及び出荷制限 (略)</p> <p>第3編 緊急事態応急対策計画 (略)</p> <p>第6章 飲食物の摂取制限及び出荷制限 (略)</p>
原子力災害対策指針の改正に伴う修正 (危機管理部)	2	<p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(令和2年2月5日一部改正)を遵守するものとする。</p>	<p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(令和2年10月28日一部改正)を遵守するものとする。</p>
原子力災害対策指針の改正に伴う修正 (危機管理部)	2	<p>第5章 計画の基礎とするべき災害の想定 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。 原子力災害対策指針第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「ブルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間とどまる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p>	<p>第5章 計画の基礎とするべき災害の想定 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。 原子力災害対策指針第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「ブルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p>
時点修正等 (危機管理部)	3	<p>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとし、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。各表中人口は令和2年1月1日時点を示す。</p>	<p>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとし、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。各表中人口は令和3年1月1日時点を示す。</p>

時点修正及び字句修正
(危機管理部)
(綾部市)

3

【高浜発電所】
(略)

市町名	対象地域	人口(人)
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	441
舞鶴市	全域(松尾、杉山を除く。)	81,912
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志)、口上林地区(十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町)、山家地区(戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町)、東八田地区(中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野)、西八田地区(上八田、七白石、中筋、岡安、淵垣、下八田)、吉美地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、物部地区(白道路)、志賀郷地区(志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方)、いこいの村(十倉名畑町)、松寿苑・上林(八津合町)、るんびに学園(十倉中町)、小規模特養おかやす(岡安町)	7,970
宮津市	全域	17,731
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、脇谷、小淵、向山、櫻原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,458
京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑	2,864
伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	1,401
合 計		115,777

ただし、舞鶴市の4地区(大山、田井、成生、野原(476人))においては、PAZに準じた防護措置を行う。

【高浜発電所】
(略)

市町名	対象地域	人口(人)
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	428
舞鶴市	全域(松尾、杉山を除く。)	80,859
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、口上林地区(十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町)、山家地区(戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町)、東八田地区(中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野)、西八田地区(上八田、七白石、中筋、岡安、淵垣、下八田)、吉美地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、物部地区(白道路)、志賀郷地区(志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方)、いこいの村(十倉名畑町)、松寿苑・上林(八津合町)、るんびに学園(十倉中町)、小規模特養おかやす(岡安町)	7,800
宮津市	全域	17,397
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、脇谷、小淵、向山、櫻原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,373
京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑	2,766
伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	1,370
合 計		113,993

ただし、舞鶴市の4地区(大山、田井、成生、野原(461人))においては、PAZに準じた防護措置を行う。

時点修正及び字句修正
(危機管理部)
(綾部市)

4

【大飯発電所】
(略)

市町名	対象地域	人口(人)
京都市	左京区(久多、広河原)、右京区(京北上弓削町上川行政区)	281
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	77,555
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)	1,439
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,134
京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	249
合 計		82,658

第8章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(略)	(略)
(略)	(略)
大阪管区気象台	(略)
(略)	

災害対応にあたる気象台を追記
(京都地方気象台)

9

【大飯発電所】
(略)

市町名	対象地域	人口(人)
京都市	左京区(久多、広河原)、右京区(京北上弓削町上川行政区)	276
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	76,552
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)	1,390
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,054
京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	237
合 計		81,509

第8章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(略)	(略)
(略)	(略)
大阪管区気象台 (京都地方気象台)	(略)
(略)	

防災基本計画の修正に伴う修正
(危機管理部)

11

第2編 原子力災害事前対策計画

第5章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
(略)

2 府[危機管理部]は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

第2編 原子力災害事前対策計画

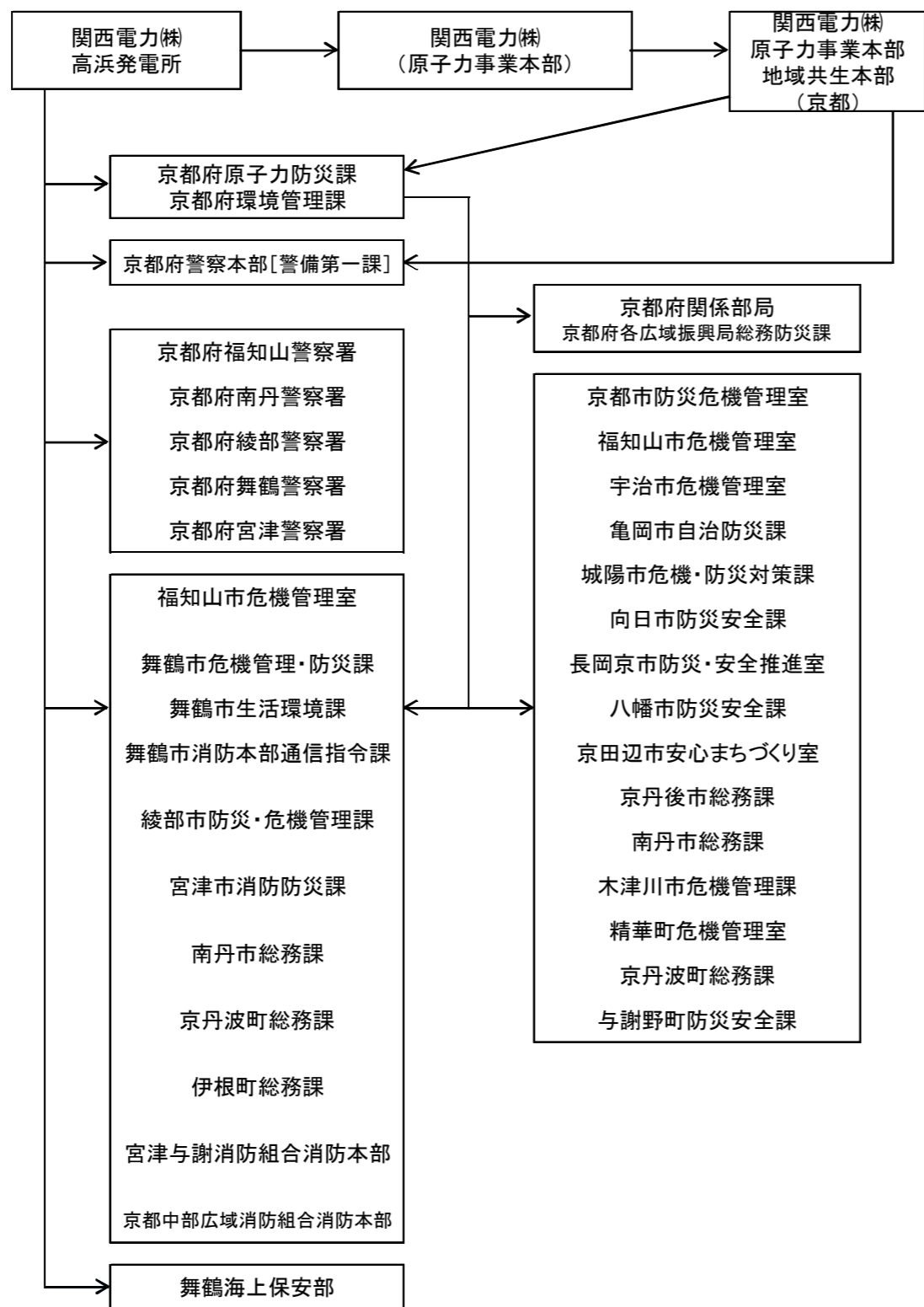
第5章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
(略)

2 府[危機管理部]は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

<p>防災基本計画の修正に伴う修正（危機管理部）</p>	<p>22 第8章 避難収容活動体制の整備 (略) 2 避難所等の整備 (8) 避難所における設備等の整備 府〔危機管理部、健康福祉部〕は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 (9) 物資の備蓄に係る整備 府〔危機管理部〕は、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>	<p>22 第8章 避難収容活動体制の整備 (略) 2 避難所等の整備 (8) 避難所における設備等の整備 府〔危機管理部、健康福祉部〕は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 (9) 物資の備蓄に係る整備 府〔危機管理部〕は、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、<u>マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>
<p>原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う修正（危機管理部）</p>	<p>23 6 住民等の避難状況の確認体制の整備 府〔危機管理部〕は、府内関係市町等が避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう府内関係市町等に対し助言するものとする。 9 避難場所・避難方法等の周知 府〔危機管理部〕は、府内関係市町等に対し、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での退避等の安全確保措置</u>を講ずべきことにも留意するものとする。 (略)</p>	<p>23 6 住民等の避難状況の確認体制の整備 府〔危機管理部〕は、府内関係市町等が避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう府内関係市町等に対し助言するものとする。 9 避難場所・避難方法等の周知 府〔危機管理部〕は、府内関係市町等に対し、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置</u>を講ずべきことにも留意するものとする。 (略)</p>
<p>原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う修正（危機管理部）</p>	<p>24 第9章 飲食物の出荷制限、摂取制限等 1 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>に関する体制整備 府〔健康福祉部、農林水産部〕は、国、関西広域連合及び関係機関と協議し、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。 2 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>等を行った場合の住民への供給体制の確保 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町に対し、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>等を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p>	<p>24 第9章 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u> 1 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>に関する体制整備 府〔健康福祉部、農林水産部〕は、国、関西広域連合及び関係機関と協議し、飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。 2 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>等を行った場合の住民への供給体制の確保 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町に対し、飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p>
<p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正（危機管理部）</p>	<p>26 第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 (略) 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制の整備 府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、府内関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>を行えるよう、準備しておくものとする。</p>	<p>26 第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 (略) 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制の整備 府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、府内関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用を行えるよう、準備しておくものとする。</p>
<p>原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う修正（危機管理部）</p>	<p>28 第13章 行政機関の業務継続計画の策定 府〔危機管理部〕は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、(以下略)</p>	<p>28 第13章 行政機関の業務継続計画の策定 府〔危機管理部〕は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、(以下略)</p>

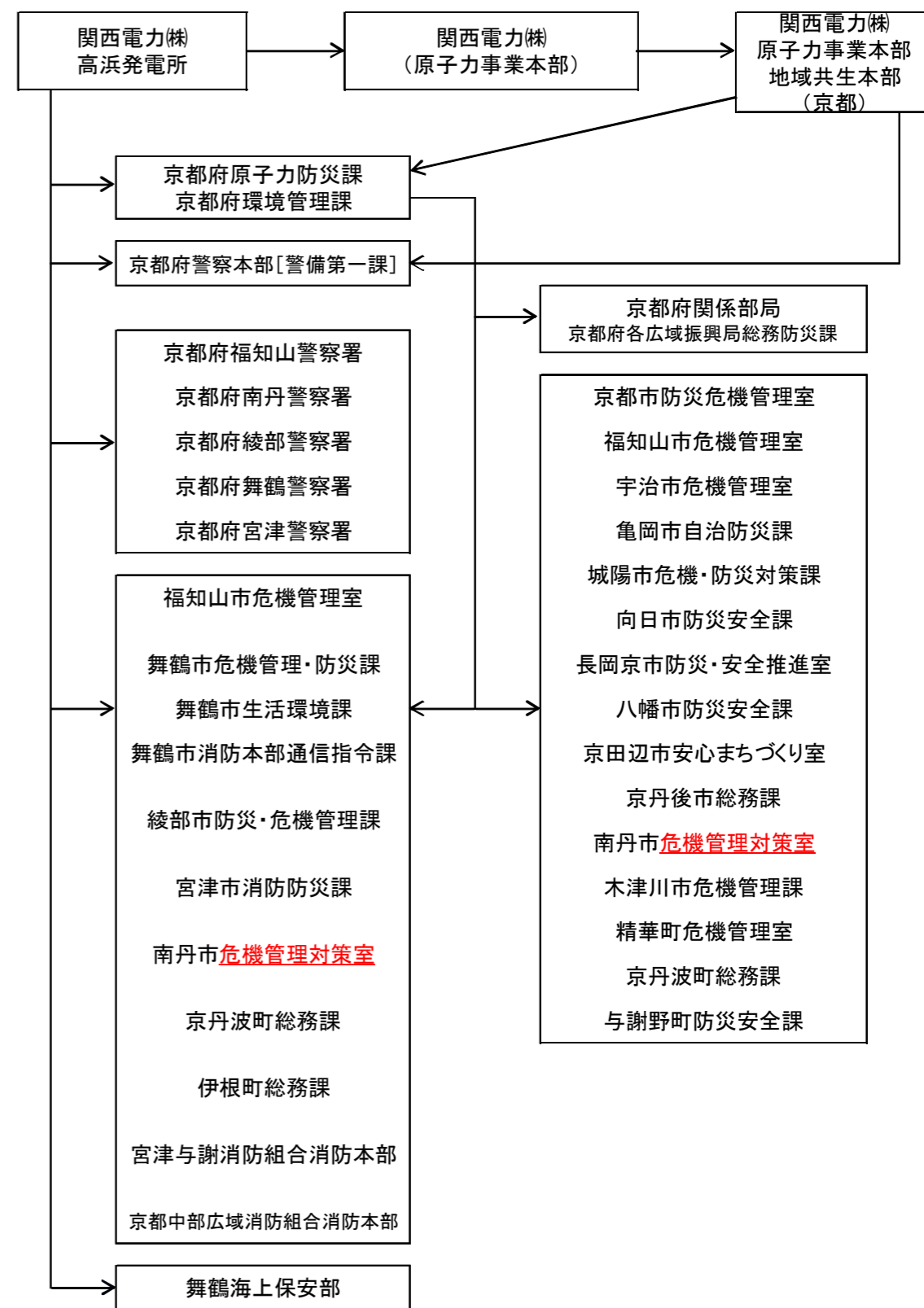
府地域防災計画（一般編）との整合 （危機管理部）	33	<p>第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>(追加)</p>	<p>第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>本編において、「危機管理監」とあるのは、当面の間、「危機管理部長」と読み替えるものとする。</p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正 （危機管理部）</p> <p>条ずれの修正 （危機管理部）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 （危機管理部）</p>	34	<p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 （略）</p> <p>(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合 （略）</p> <p>エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</p> <p>(5) 府のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合 （略）</p> <p>イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、関西電力株式会社に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、府はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。なお、これらの連絡系統図は別図4のとおりである。</p>	<p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 （略）</p> <p>(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合 （略）</p> <p>エ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</p> <p>(4) 府のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合 （略）</p> <p>イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、関西電力株式会社に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、府はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。なお、これらの連絡系統図は別図4のとおりである。</p>

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



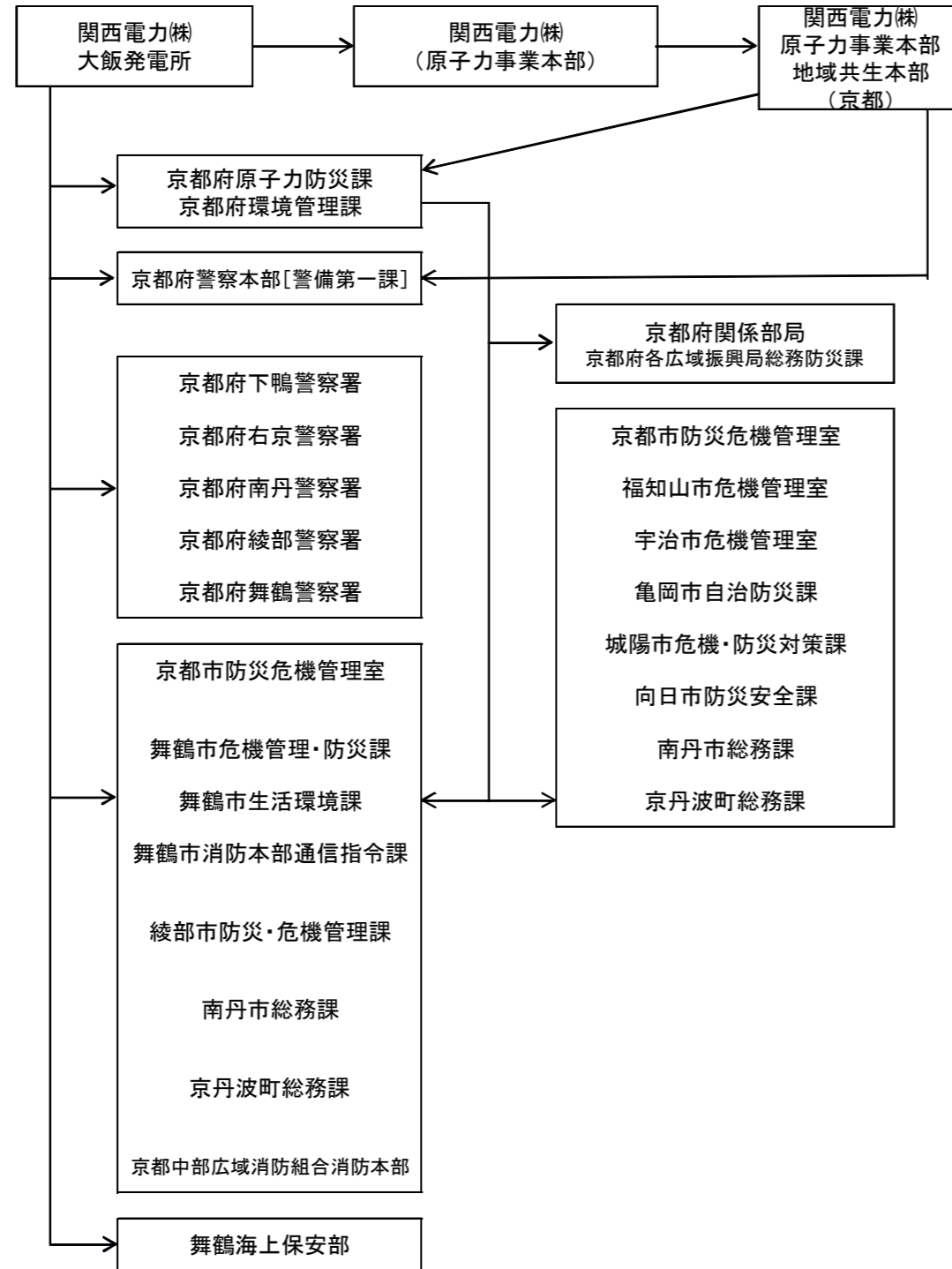
※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



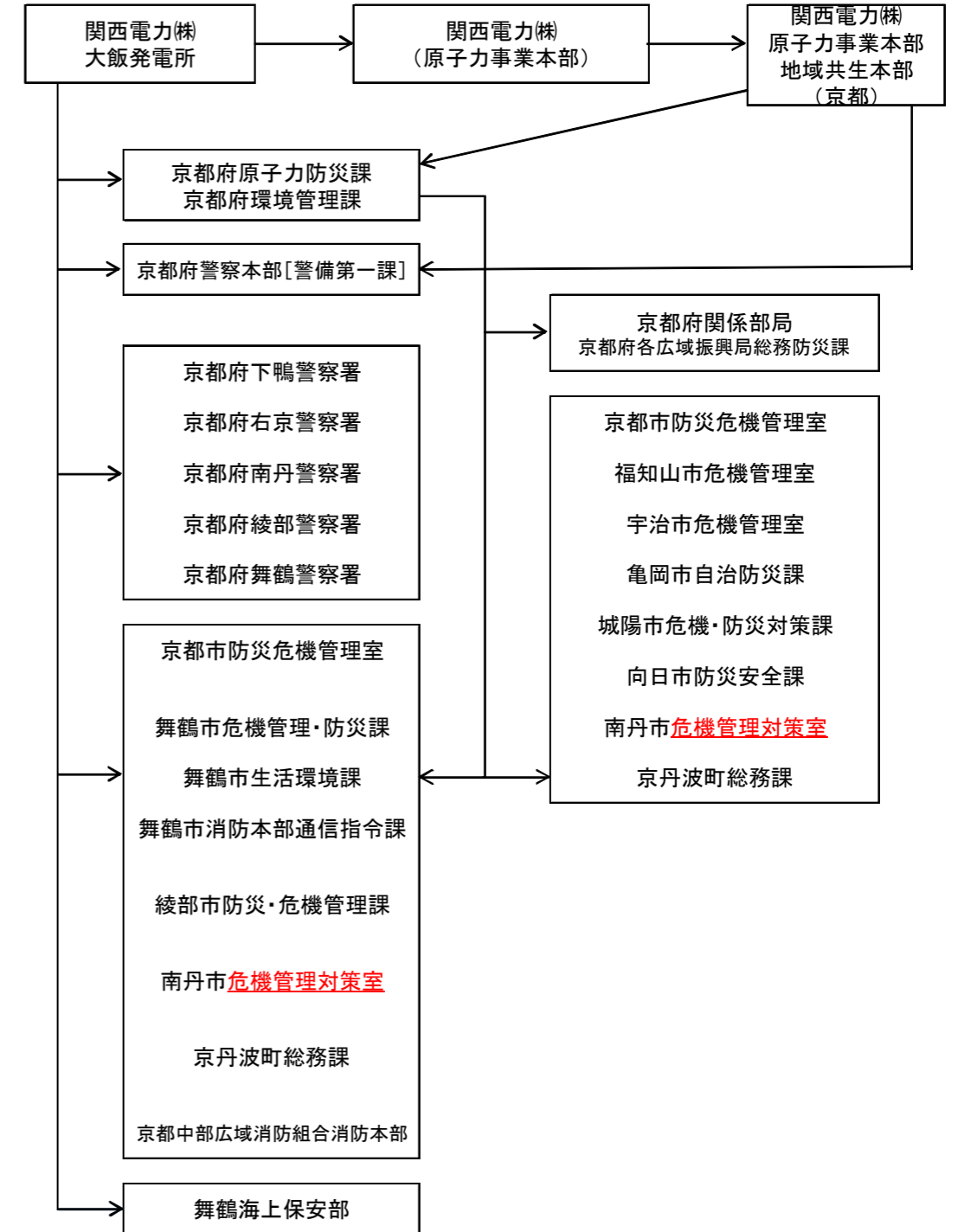
※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(大飯発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(大飯発電所)

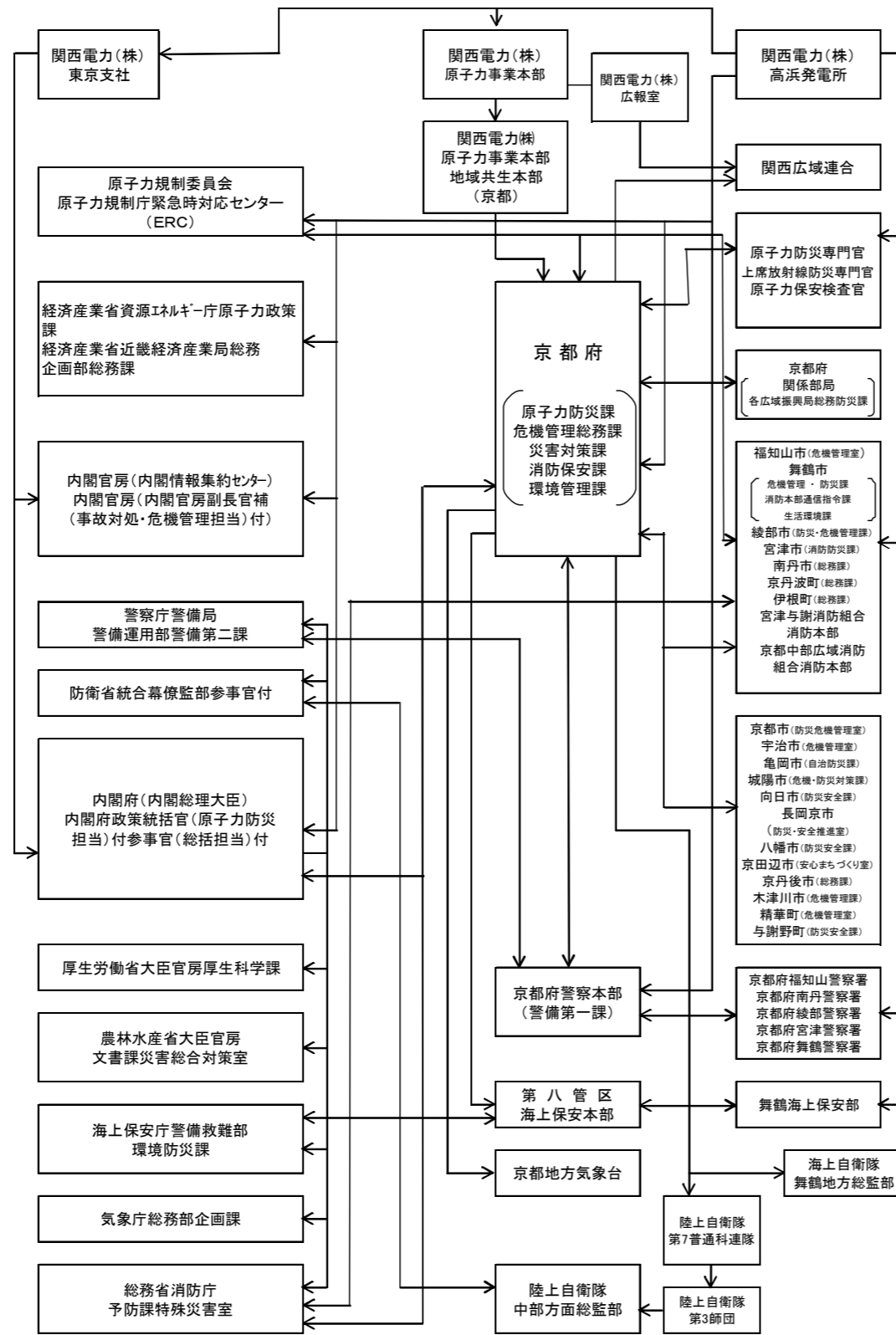


※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

防災基本計画の修正に伴う修正
 (危機管理部)
 組織改正等に伴う改定
 (危機管理部)
 (南丹市)

別図4-1

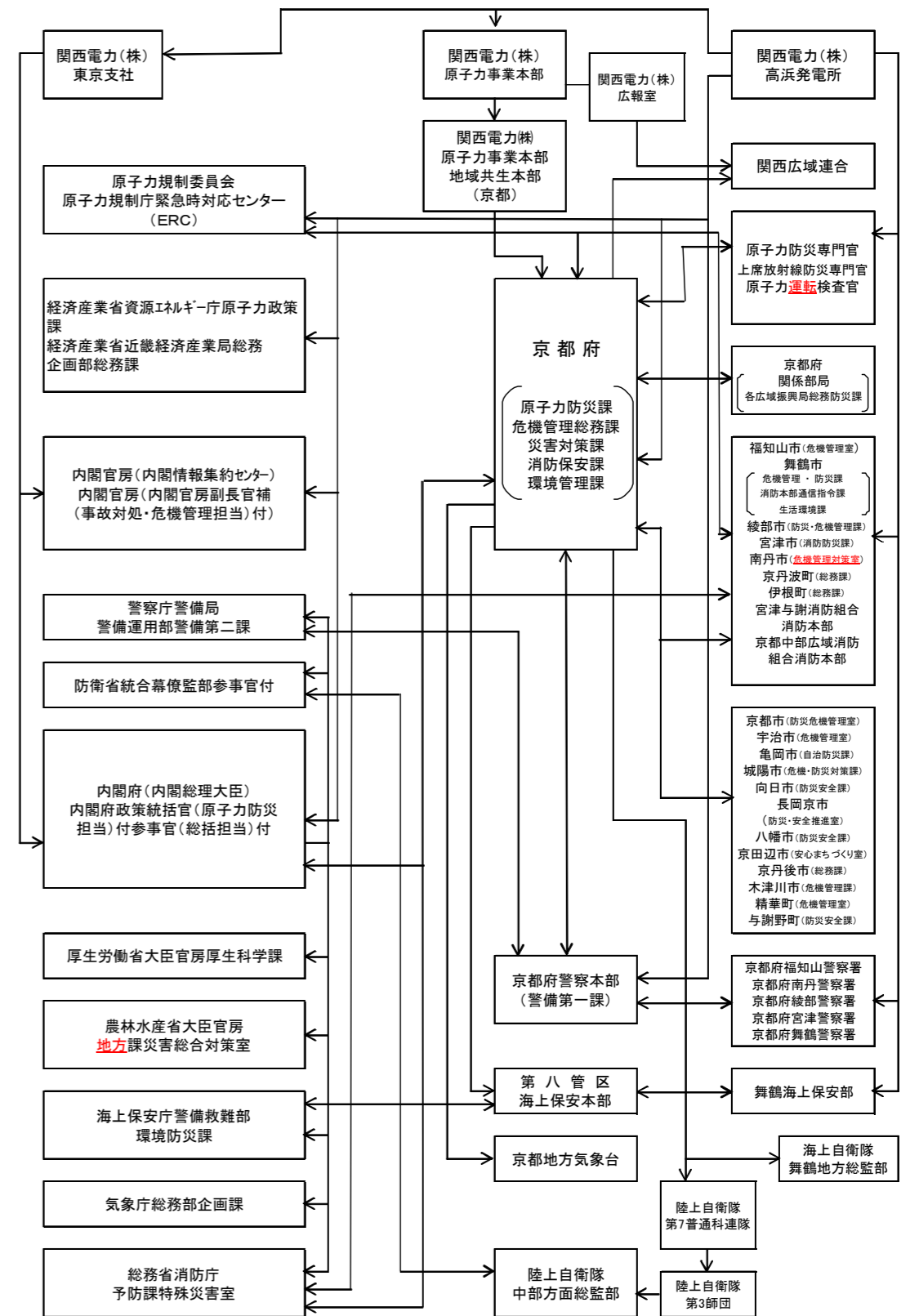
「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
 (高浜発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

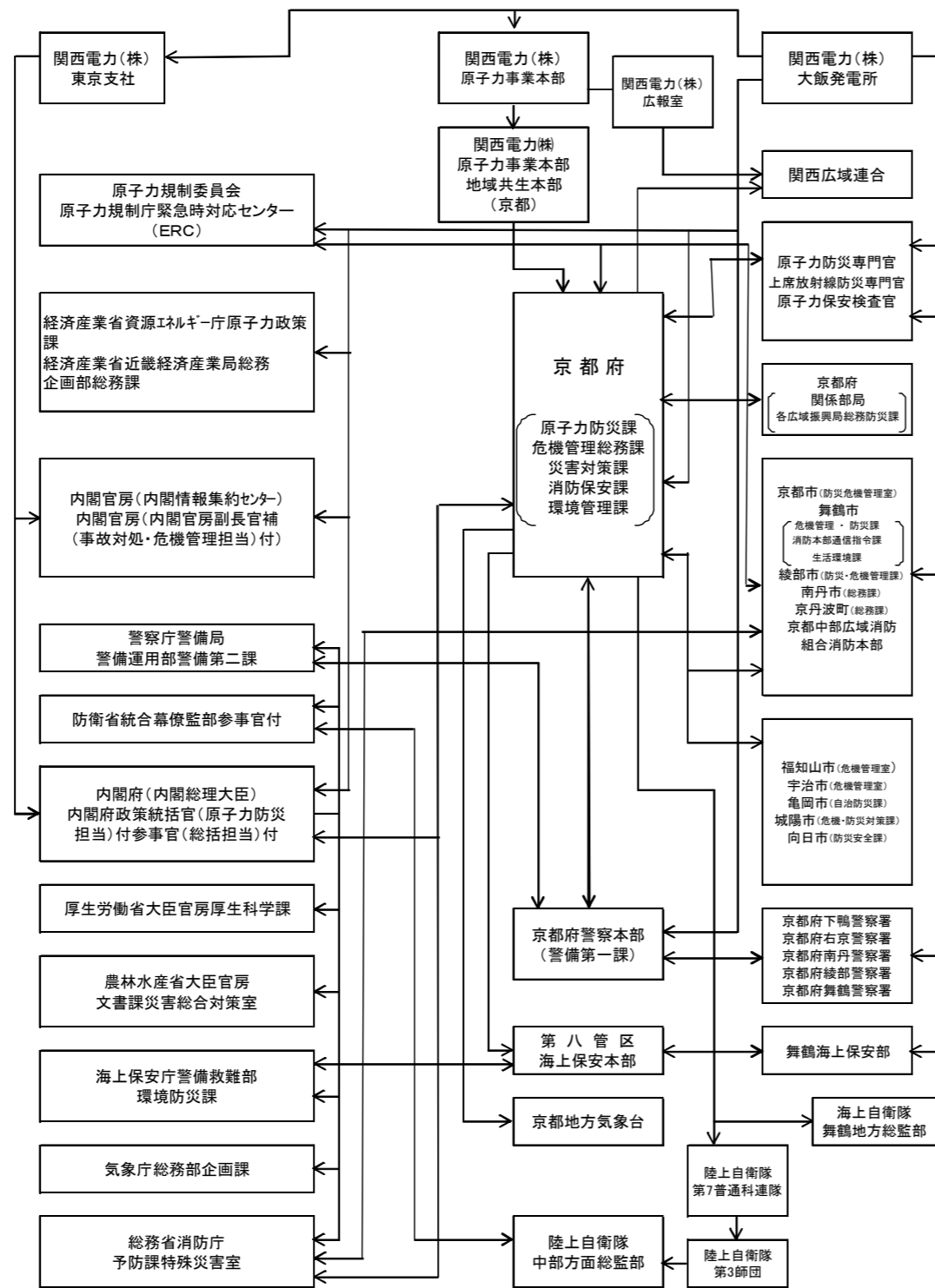
別図4-1

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
 (高浜発電所)



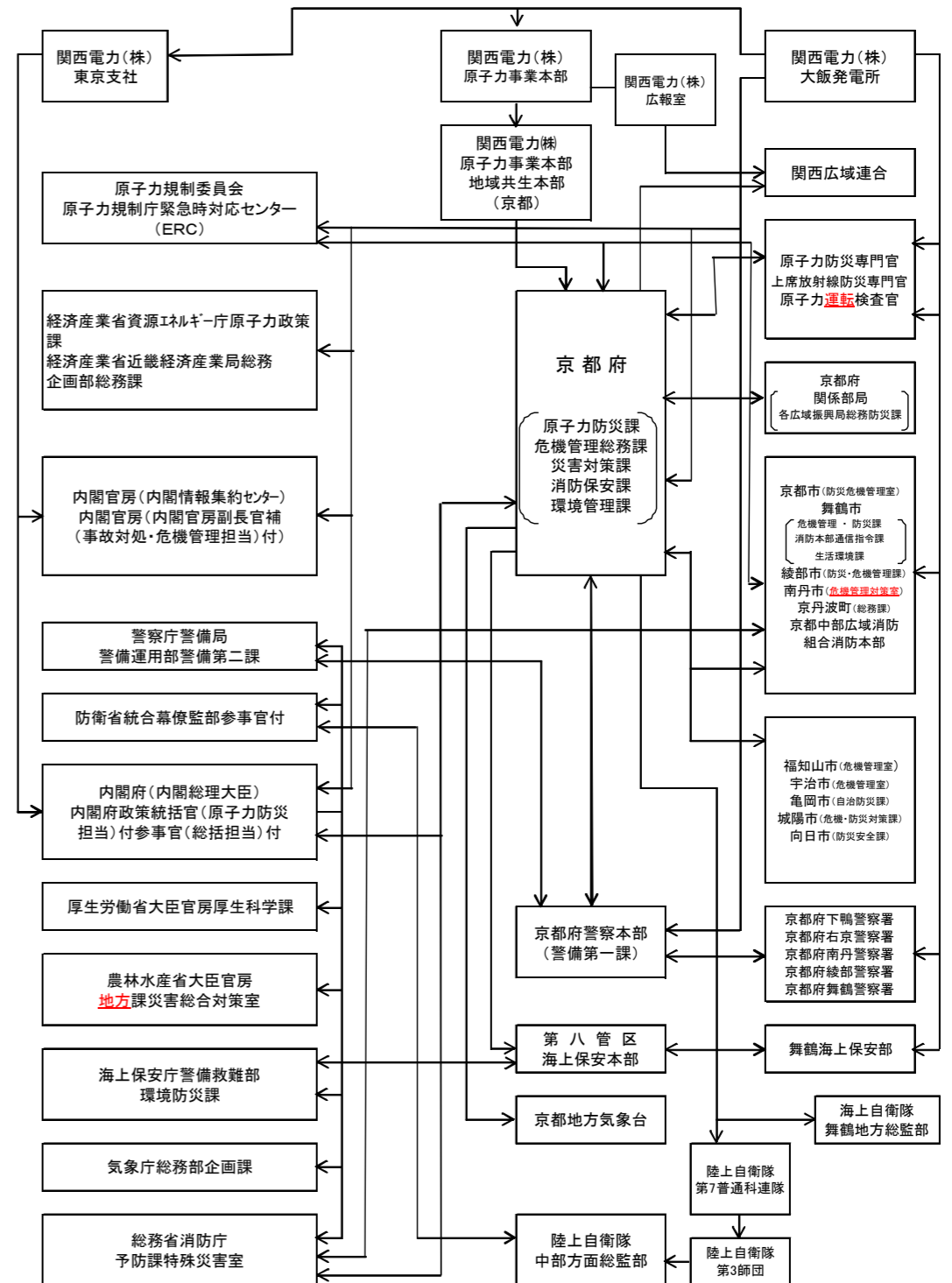
※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
 (大飯発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
 (大飯発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

防災基本計画の修正に伴う修正
(危機管理部)

44 第3章 活動体制の確立
(略)
6 原子力被災者生活支援チームとの連携
原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。
府〔危機管理部、府民環境部、健康福祉部〕は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

別表2 原子力災害対策本部の態勢
(略)

2 担当部・課の事務分掌

担当部名 (略)	担当課名 (略)	事務分掌 (略)
危機管理部	原子力防災課 危機管理総務課 災害対策課 消防保安課	1 原子力災害警戒本部の設置及び閉鎖に関する事 2 原子力災害警戒本部会議の運営及び担当部課間の連絡調整に関する事 3 関西電力株式会社との連絡調整に関する事 4 防災関係機関との連絡調整に関する事 5 被ばく防護資機材及び避難用バスの調達・管理に関する事
(略)	(略)	(略)
健康福祉部	健康福祉総務課	1 災害救助法運用の準備に関する事
(略)	(略)	(略)

事務移管に伴う修正
(危機管理部、健康福祉部)

47

第3編第3章1(3)ウ「保健医療福祉調整本部の設置」
(P42)に合わせた修正
(健康福祉部)

別表3 原子力災害対策本部の態勢
(略)

2 担当部・課の事務分掌

担当部名 (略)	担当課名 (略)	事務分掌 (略)
危機管理部 (調整部)	原子力防災課 危機管理総務課 災害対策課 消防保安課	1 原子力災害警戒本部の設置及び閉鎖に関する事 2 原子力災害警戒本部会議の運営及び担当部課間の連絡調整に関する事 3 原子力災害合同対策協議会に関する事 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する事 5 関西電力株式会社との連絡調整に関する事 6 防災関係機関との連絡調整に関する事 7 被ばく防護資機材の調達・管理に関する事 8 社団法人京都府警備業協会との協定の運用に関する事
(略)	(略)	(略)
健康福祉部	健康福祉総務課	<u>1 災害救助法の運用に関する事。</u> 2 関係各部及び部内各課との連絡調整に関する事
(略)	(略)	(略)

字句修正
(危機管理部)

49

事務移管に伴う修正
(危機管理部、健康福祉部)
第3編第3章1(3)ウ「保健医療福祉調整本部の設置」
(P42)に合わせた修正
(健康福祉部)

第3章 活動体制の確立
(略)

6 原子力被災者生活支援チームとの連携
原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

府〔危機管理部、府民環境部、健康福祉部〕は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

別表2 原子力災害警戒本部の態勢
(略)

2 担当部・課の事務分掌

担当部名 (略)	担当課名 (略)	事務分掌 (略)
危機管理部	原子力防災課 危機管理総務課 災害対策課 消防保安課	1 原子力災害警戒本部の設置及び閉鎖に関する事 2 原子力災害警戒本部会議の運営及び担当部課間の連絡調整に関する事 3 関西電力株式会社との連絡調整に関する事 4 防災関係機関との連絡調整に関する事 5 被ばく防護資機材及び避難用バスの調達・管理に関する事 <u>6 災害救助法運用の準備に関する事。</u>
(略)	(略)	(略)
健康福祉部	健康福祉総務課	<u>1 保健医療福祉調整本部設置の準備に関する事。</u>
(略)	(略)	(略)

別表3 原子力災害対策本部の態勢
(略)

2 担当部・課の事務分掌

担当部名 (略)	担当課名 (略)	事務分掌 (略)
危機管理部	原子力防災課 危機管理総務課 災害対策課 消防保安課	1 原子力災害警戒本部の設置及び閉鎖に関する事 2 原子力災害警戒本部会議の運営及び担当部課間の連絡調整に関する事 3 原子力災害合同対策協議会に関する事 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する事 5 関西電力株式会社との連絡調整に関する事 6 防災関係機関との連絡調整に関する事 7 被ばく防護資機材の調達・管理に関する事 8 <u>一般</u> 社団法人京都府警備業協会との協定の運用に関する事 <u>9 災害救助法の運用に関する事。</u>
(略)	(略)	(略)
健康福祉部	健康福祉総務課	<u>1 保健医療福祉調整本部の運用に関する事。</u> 2 関係各部及び部内各課との連絡調整に関する事
(略)	(略)	(略)

<p>防災基本計画の修正 (危機管理部)</p>	<p>52</p>	<p>第4章 避難、一時移転等の防護措置</p> <p>1 避難、一時移転等の防護措置の実施</p> <p>府〔危機管理部〕は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施するものとする。</p> <p>(1) 府〔危機管理部〕は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。</p> <p>また、府は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(2) 府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うものとし、PAZを含む舞鶴市にその旨を伝達するものとする。</p> <p>また、府〔危機管理部〕は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うものとするとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(3) 府〔危機管理部〕は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難を行うものとし、PAZを含む舞鶴市に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には舞鶴市と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。</p> <p>また、府〔危機管理部〕は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、UPZを含む府内関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町村に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む府内関係市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p>	<p>第4章 避難、一時移転等の防護措置</p> <p>1 避難、一時移転等の防護措置の実施</p> <p>府〔危機管理部〕は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施するものとする。</p> <p>(1) 府〔危機管理部〕は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、<u>施設敷地緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど</u>、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針</u> ・ <u>避難ルート、避難先の概要</u> ・ <u>移動手段の確保見込み</u> ・ <u>その他必要な事項</u> <p>また、府は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(2) 府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、<u>全面緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど</u>、PAZ内における避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うものとし、PAZを含む舞鶴市にその旨を伝達するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>PAZ内の避難者の数及び避難の方針</u> ・ <u>UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</u> ・ <u>避難ルート、避難先の概要</u> ・ <u>移動手段の確保見込み</u> ・ <u>その他必要な事項</u> <p>また、府〔危機管理部〕は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(3) 府〔危機管理部〕は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難を行うものとし、PAZを含む舞鶴市に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には舞鶴市と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。</p> <p>また、府〔危機管理部〕は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、UPZを含む府内関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備として、<u>次の事項について状況の把握や共有</u>を行うよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</u> ・ <u>避難ルート、避難先の概要</u> ・ <u>移動手段の確保見込み</u> ・ <u>その他必要な事項</u> <p><u>さらに</u>、UPZ外の市町村に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む府内関係市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>また、府〔危機管理部、府民環境部〕は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。</p> <p>(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された府の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、国が、原子力災害の観点から、屋内<u>避難</u>指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、府又は府内関係市町独自の判断で避難指示を行うことができる。また、府〔危機管理部〕は、国及び市町村と緊密な連携を行うものとする。また、府〔危機管理部〕は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難</p>
<p>原子力災害対策特別措置法の修正（危機管理部）</p> <p>語句の修正（危機管理部）</p>		<p>また、府〔危機管理部、府民環境部〕は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。</p>	<p>また、府〔危機管理部、府民環境部〕は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。</p> <p>(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された府の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、国が、原子力災害の観点から、屋内<u>退避</u>指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、府又は府内関係市町独自の判断で避難指示を行うことができる。また、府〔危機管理部〕は、国及び市町村と緊密な連携を行うものとする。また、府〔危機管理部〕は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難</p>

原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う修正
(危機管理部)
字句修正
(危機管理部)
国の原子力災害対策マニュアルの改正に伴う修正
(危機管理部)

原子力災害対策特別措置法の修正 (危機管理部)

53 指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
(略)
(11) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
(追加)

第4章 避難、一時移転等の防護措置

56 6 要配慮者への配慮
(1) (略)
(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
(略)
(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。
(略)

指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
(略)
(11) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
(12) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、府民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

第4章 避難、一時移転等の防護措置

6 要配慮者への配慮
(1) (略)
(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
(略)
(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。
(略)

放射線防護対策工事を実施した施設の追加（危機管理部）

56

(4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎの郷	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地
グリーンプラザ博愛苑	高齢者施設	舞鶴市字市場390番地
大浦会館	公民館	舞鶴市字中田459番地
朝来小学校	学校	舞鶴市字朝来中545番地の1
舞鶴医療センター (精神科病棟)	病院	舞鶴市字行永2410番地
安岡園	高齢者施設	舞鶴市字安岡1076番地の1
田井原子力防災センター	公民館	舞鶴市田井地内
国家公務員共済連合会 舞鶴共済病院	病院	舞鶴市浜1035
綾部市奥上林公民館 (綾部市林業者等健康管理センター)	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
高齢者支援センター 松寿苑(綾部市生活支援ハウス)	高齢者施設	綾部市八津合町寺町1番地・25番地
安寿の里	高齢者施設	宮津市字由良751番地
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上154番地

7 学校等施設における避難措置
学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。
(略)

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置
地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

56

原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

57

(4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎの郷	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地
グリーンプラザ博愛苑	高齢者施設	舞鶴市字市場390番地
大浦会館	公民館	舞鶴市字中田459番地
朝来小学校	学校	舞鶴市字朝来中545番地の1
舞鶴医療センター (精神科病棟)	病院	舞鶴市字行永2410番地
安岡園	高齢者施設	舞鶴市字安岡1076番地の1
田井原子力防災センター	公民館	舞鶴市田井地内
国家公務員共済連合会 舞鶴共済病院	病院	舞鶴市浜1035
綾部市奥上林公民館 (綾部市林業者等健康管理センター)	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
高齢者支援センター 松寿苑(綾部市生活支援ハウス)	高齢者施設	綾部市八津合町寺町1番地・25番地
<u>いこいの村(梅ノ木寮)</u>	<u>障害者施設</u>	<u>綾部市土倉名畑町2</u>
安寿の里	高齢者施設	宮津市字由良751番地
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上154番地

7 学校等施設における避難措置
学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。
(略)

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置
地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

<p>原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p> <p>条ずれ及び原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>57</p>	<p>9 警戒区域の設定、避難の<u>勧告・指示</u>の実効を上げるための措置</p> <p>(1) 府〔建設交通部〕及び府警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を<u>勧告若しくは指示</u>した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難<u>勧告又は指示</u>の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 第八管区海上保安本部は、府内関係市町の市町長の要請に基づき、又は第3編第4章1(1)の場合であって関係市町の市町長に避難指示・<u>勧告</u>のいとまがないと認められるときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報し、安全な場所への避難を指示するものとする。</p> <p>第5章 治安の確保及び火災の予防</p> <p>府〔危機管理部〕は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示等</u>を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。</p>	<p>9 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置</p> <p>(1) 府〔建設交通部〕及び府警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 第八管区海上保安本部は、府内関係市町の市町長の要請に基づき、又は第3編第4章1(3)の場合であって関係市町の市町長に避難指示のいとまがないと認められるときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報し、安全な場所への避難を指示するものとする。</p> <p>第5章 治安の確保及び火災の予防</p> <p>府〔危機管理部〕は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。</p>
<p>原子力災害対策特別措置法の修正 (危機管理部)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>58</p>	<p>第6章 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u></p> <p>1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の<u>出荷制限・摂取制限</u>を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。府〔健康福祉部、農林水産部〕は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の<u>出荷制限及び摂取制限</u>を実施するものとする。</p> <p>2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>応じて</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における<u>検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等</u>について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、<u>摂取制限も措置</u>するものとされている。</p> <p>府〔健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</p> <p>また、府〔健康福祉部、農林水産部〕は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>第11章 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>1 府は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 府は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該<u>勧告又は指示</u>を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>	<p>第6章 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u></p> <p>1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。府〔健康福祉部、農林水産部〕は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。</p> <p>2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>より</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の<u>策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示</u>するものとされている。</p> <p>府〔健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</p> <p>また、府〔健康福祉部、農林水産部〕は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限並びに</u>これらの解除を実施するものとする。</p> <p>第11章 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>1 府は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 府は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>
<p>原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>63</p>	<p>1 府は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 府は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>	<p>1 府は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 府は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>

区分	京都府地域防災計画 事故対策計画編
----	-------------------

修正理由	頁	現 行	修 正 案				
字句修正 (第八管区海上保安本部) 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会会則を踏まえた修正 (第八管区海上保安本部)	5	石油類流出計画編 第2編 予防計画 第3章 流出油防除資機材等の整備 3 海上災害防止センターは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく <u>海上保安庁長官等</u> の指示又は船舶所有者等の委託により流出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な流出油防除資機材を保有する。 第5章 第八管区海上保安本部の措置 4 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会の運営 <u>(1) 事故に係る排出油防除計画の策定</u> <u>(2) 会員が行う防除活動についての調整</u> <u>(3) 排出油の防除に必要な資料の収集及び情報の提供</u> <u>(4) 排出油の防除に関する技術の調査及び研究</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(5) その他、排出油の防除に関する必要な事項の協議</u> 第3編 応急対策計画 第1節 府の活動体制 <表> 油流出事故対策本部の業務 <table border="1"> <tr> <td>府民環境部</td> <td> 1 住民の被害地等に係る照会、質問及び要望の連絡調整に関すること。 2 流出油防除資機材等油防除作業に必要な資機材（特殊な資機材を除く）の確保及びあっ旋に関すること。 3 回収油の適正処理に関すること。 4 環境への影響把握に関すること。 5 <u>長田野・綾部両工業団地立地企業に対する流出油防除資機材（空ドラム缶等）の提供依頼に関すること。</u> </td> </tr> </table>	府民環境部	1 住民の被害地等に係る照会、質問及び要望の連絡調整に関すること。 2 流出油防除資機材等油防除作業に必要な資機材（特殊な資機材を除く）の確保及びあっ旋に関すること。 3 回収油の適正処理に関すること。 4 環境への影響把握に関すること。 5 <u>長田野・綾部両工業団地立地企業に対する流出油防除資機材（空ドラム缶等）の提供依頼に関すること。</u>	石油類流出計画編 第2編 予防計画 第3章 流出油防除資機材等の整備 3 海上災害防止センターは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく <u>海上保安庁長官</u> の指示又は船舶所有者等の委託により流出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な流出油防除資機材を保有する。 第5章 第八管区海上保安本部の措置 4 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会の運営 <u>(1) 会員が行う防除活動の連携・協力</u> についての調整 <u>(2) 排出油の防除に必要な資料の収集及び情報の提供</u> <u>(3) 排出油の防除に関する技術の調査及び研究</u> <u>(4) 排出油の防除に関する研修・訓練の実施</u> <u>(5) 排出油等の防除に関して当協議会の海域及び他の排出油等防除協議会等の海域において、資機材が不足するおそれが生じた場合における資機材貸借</u> <u>(6) その他、排出油の防除に関する必要な事項の協議</u> 第3編 応急対策計画 第1節 府の活動 <表> 油流出事故対策本部の業務 <table border="1"> <tr> <td>府民環境部</td> <td> 1 住民の被害地等に係る照会、質問及び要望の連絡調整に関すること。 2 流出油防除資機材等油防除作業に必要な資機材（特殊な資機材を除く）の確保及びあっ旋に関すること。 3 回収油の適正処理に関すること。 4 環境への影響把握に関すること。 (削除) </td> </tr> </table>	府民環境部	1 住民の被害地等に係る照会、質問及び要望の連絡調整に関すること。 2 流出油防除資機材等油防除作業に必要な資機材（特殊な資機材を除く）の確保及びあっ旋に関すること。 3 回収油の適正処理に関すること。 4 環境への影響把握に関すること。 (削除)
府民環境部	1 住民の被害地等に係る照会、質問及び要望の連絡調整に関すること。 2 流出油防除資機材等油防除作業に必要な資機材（特殊な資機材を除く）の確保及びあっ旋に関すること。 3 回収油の適正処理に関すること。 4 環境への影響把握に関すること。 5 <u>長田野・綾部両工業団地立地企業に対する流出油防除資機材（空ドラム缶等）の提供依頼に関すること。</u>						
府民環境部	1 住民の被害地等に係る照会、質問及び要望の連絡調整に関すること。 2 流出油防除資機材等油防除作業に必要な資機材（特殊な資機材を除く）の確保及びあっ旋に関すること。 3 回収油の適正処理に関すること。 4 環境への影響把握に関すること。 (削除)						
福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会会則を踏まえた修正 (第八管区海上保安本部)	15	第3節 第八管区海上保安本部の活動体制 4 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会連絡調整本部の設置 必要に応じ、福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会に連絡調整本部を設置し、次の業務を行う。 <u>(1) 防除計画の策定</u> <u>(追加)</u> <u>(2) 会員が行う防除活動の調整</u> <u>(3) 会員相互の情報交換</u> <u>(4) 油の浮流状況の変化に伴う出動勢力の調整</u>	第3節 第八管区海上保安本部の活動体制 4 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会連絡調整本部の設置 必要に応じ、福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会に連絡調整本部を設置し、次の業務を行う。 <u>(1) 排出油等の排出状況等に関する情報の共有</u> <u>(2) 防除措置の実施状況等の周知</u> <u>(3) 会員が行う防除活動の連携・協力に関する調整</u> <u>(4) 会員相互の情報交換</u> <u>(削除)</u>				

<p>流出油防除措置の対象者に「船長」を追加及び字句修正 (第八管区海上保安本部)</p> <p>油防除と海上火災を分けて記載 (第八管区海上保安本部)</p> <p>防除措置命令の対象を船舶所有者に修正 (第八管区海上保安本部)</p> <p>字句修正 (第八管区海上保安本部)</p> <p>字句修正 (第八管区海上保安本部)</p> <p>排出油等防除計画を踏まえた修正 (第八管区海上保安本部)</p>	<p>第5章 流出油の防除・除去計画</p> <p>18 第2節 防除作業の実施</p> <p>第1 第八管区海上保安本部</p> <p>1 流出油の拡散防止 事故船から大量の油が流出したとき、又は流出が予想されるときは、<u>事故船船主、船舶代理店</u>（以下「事故船関係者」という。）に対して、直ちにオイルフェンスの展張等流出油防除措置をとらせるとともに必要に応じて流出油の拡散防止にあたらせる。</p> <p>19 2 事故船の災害局限措置 油流出事故の拡大を防止するため、事故船関係者に対し、事故船関係者が保有している<u>消火資機材及び流出油防除資機材</u>の活用並びに積載油の抜き取り、移し替え等について指導する。</p> <p>19 3 流出油の回収及び除去 (1) <u>事故船関係者</u>に対して、流出油の回収及び除去に努めるよう指導し、又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づきその除去を命ずる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 船舶火災の消火 船舶の火災が発生したときは、当該船舶が保有する消火資機材を有効に活用するよう指導するとともに、<u>視船艇</u>による消火活動を実施し、必要に応じ関係防災機関及び関係団体に対し協力を要請する。</p> <p>19 第4 海上災害防止センター 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、流出油の防除措置を契約防災措置実施者、漁業協同組合等を介して実施する。</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p>24 <表> 流出油防除資機材備蓄一覧表（その1）</p>	<p>第5章 流出油の防除・除去計画</p> <p>第2節 防除作業の実施</p> <p>第1 第八管区海上保安本部</p> <p>1 流出油の拡散防止 事故船<u>船</u>から大量の油が流出したとき、又は流出が予想されるときは、<u>事故船舶の船長及び船舶所有者、船舶代理店</u>（以下「事故船<u>船</u>関係者」という。）に対して、直ちにオイルフェンスの展張等流出油防除措置をとらせるとともに必要に応じて流出油の拡散防止にあたらせる。</p> <p>2 事故船<u>船</u>の災害局限措置 油流出事故の拡大を防止するため、事故船<u>船</u>関係者に対し、事故船<u>船</u>関係者が保有している流出油防除資機材の活用並びに積載油の抜き取り、移し替え等について指導する。<u>また、海上火災の発生又は発生するおそれがある場合は、消火資機材を活用した応急措置について指導する。</u></p> <p>3 流出油の回収及び除去 (1) <u>船舶所有者</u>に対して、流出油の回収及び除去に努めるよう指導し、又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づきその除去を命ずる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 船舶火災の消火 船舶の火災が発生したときは、当該船舶が保有する消火資機材を有効に活用するよう指導するとともに、<u>巡視船艇</u>による消火活動を実施し、必要に応じ関係防災機関及び関係団体に対し協力を要請する。</p> <p>第4 海上災害防止センター 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、流出油の防除措置を契約防災措置実施者、漁業協同組合等を介して実施する。</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p><表> 流出油防除資機材備蓄一覧表（その1） <u>（最新状況に差替え）</u></p>
<p>字句修正 (関西電力送配電株式会社)</p> <p>字句修正 (京都府警察本部)</p>	<p>広域停電事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>124 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 関西電力送配電株式会社</p> <p>132 第6章 交通対策及び輸送対策</p> <p>第1 道路交通規制 (略) 警察本部長は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。</p>	<p>広域停電事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 <u>関西電力株式会社及び</u>関西電力送配電株式会社</p> <p>第6章 交通対策及び輸送対策</p> <p>第1 道路交通規制 (略) 警察は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。</p>
<p>組織改正に伴う修正</p>	<p>全編共通</p> <p>商工労働観光部 人材確保推進室 人材確保・労働政策課 人材開発推進課</p>	<p>全編共通</p> <p>商工労働観光部 <u>雇用推進室</u> <u>労働政策課</u> <u>人材育成課</u></p>